

14
3152
59



西川



威仁親王行實

初稿第二冊

第八章	第七章	第六章
葛城高雄の艦長	海外軍事視察(下)	海外軍事視察(上)

一八六

一五一

一一三

再度渡歐の御志望

第六章

海外軍事視察

(上)

はじめ親王の英國に留學して海軍士官學校
 の課程を^修り給ふや^て歐洲各國海軍の現況
 を視察し、又外國軍艦に搭乗して遠航を試みむ
 との志望を懐かれしに因り、佛國南海岸に靜養
 せられしが、未だ幾ならずに天皇^御には、
 親王の健康状態を^御遣はれ、仍つて俄に本
 國に呼び戻されたることす^に前に述べたる
 が如し親王帰朝の後、夙志の未だ遂げざりしを

右に關する上奏

遺憾の母りぬ數は再度の渡歐を願ひ出でられ
 たり。左の上奏の母り即ち其一に
 してその母り年月を闕くと雖も蓋し
 明治二十年前後の事なりむと思はる。曰く
 威仁曩ニ海軍修業英國軍艦ニ乗組ミテ
 亞細亞海ヲ航行シ高等ノ學術ヲ修メシ
 が為ニ英國留學ノ恩命ヲ蒙リ明治十四年一
 月其課程ヲ修メタリ夫ヨリ砲術水雷學校ニ
 入學セシコトヲ望ムト雖モ英國ノ制令外國

人ノ入學ヲ許サズ因リテ軍港ノ旅館ニ
 海軍大佐ヲ教師ニ聘シ日夜研究シ
 得タルヲ教ヘ更ニ進ニテ各國海軍ノ
 況ヲ觀察シ其母り研究シ其軍艦ニ乗
 組ミ歐洲沿岸ヲ巡航セシコトヲ希望セリ但
 シ北歐冬季ノ氣候ハ威仁ノ健康ニ適セズ且
 ツ各國帝室ヲ歴訪セント欲セバ英語ノミニ
 テハ到底不十分ナルニ因リ風土ノ模様本邦
 ニ酷似セル佛國南岸温暖ノ地ニ滞留シテ佛

海外差遣内定

鎮守府艦隊ノ組織及ビ慣例ヲ熟察シ且ツ
 艦隊ノ艦船及ビ海岸砲臺等ノ進歩ヲ調査
 シ歸國ノ上ハ海軍ノ組織軍令ノ計畫出師ノ
 準備殊ニ海軍軍規風紀ノ維持等ニ關シテ精
 確ナル考證及ビ意見ヲ提出シ後來我邦帝室
 固有ノ兵權ヲ擴張スル為ニ萬分ノ一ヲ盡サ
 ント欲ス是レ外國視察ノ恩命ヲ仰ク所以ナ
 リ。

かくて二十一年九月頃には親王の希望
 承て再び海外に差遣せらるゝこと略ぼ内定し

親王の希望の由ありし事

語ヲ修メ居タリ而カモ驟ニ歸朝ノ命ヲ受ケ
 タルニ因ツテ佛國三四ノ鎮守府ヲ觀覽セシ
 通シテ豫定ノ目的ヲ達スルコトヲ得
 ガリシハ深ク遺憾トスルトコロナリ今ヤ萬
 國軍備擴張ノ當リ苟クモ本邦軍人タル
 モノハ一日モ傍觀スルニ忍ビズ況ニヤ威仁
 身皇族ノ末ニ於テシヤ幸ニ健康舊
 ニ復セシヲ以テ海外視察ノ素願ヲ遂ゲ英佛
 伊獨國ヲ巡察シ老練ノ將校ニ交リ
 帝室侍中武官參謀本部海軍省

右に就いて請願

態度等に就いて實地に研究したき思召あり。殊
 に、~~の~~ ~~御~~ ~~前~~ 彰仁親王が妃と共に海外を巡遊し
 て帰朝せられし ~~先例~~ ~~あり~~ ~~なり~~ 親王 ~~外~~ ~~の~~ ~~事~~
 愈よ決定するや好機逸すべからずと ~~思~~ ~~召~~ ~~し~~ ~~也~~
 同行したき旨仰せられければ親王は ~~毎~~ ~~日~~ ~~敢~~ ~~て~~ ~~極~~ ~~密~~
 院議長 ~~伊藤博文~~ に協議せられしにも ~~大~~ ~~ん~~ 賛
 成 ~~れ~~ ~~ん~~ ども經費の點に至れば首を傾くるのみ
 仍つて天皇に拜謁せし序を以てその許可を願
 へ ~~れ~~ ~~し~~ ~~に~~ ~~天~~ ~~皇~~ ~~は~~ ~~之~~ ~~を~~ ~~斥~~ ~~け~~ ~~婦~~ ~~女~~ ~~輩~~ ~~の~~ ~~洋~~ ~~行~~ ~~は~~ ~~徒~~ ~~に~~
 歐西の物質的文化に眩惑せられ奢侈の悪習を

妃慰子の希望 洋行

左れば随員として熾仁親王の副官たりし海軍
 大尉吉井幸藏を指名せられ次いで同月の末よ
 り翌月に ~~又~~ ~~り~~ ~~て~~ ~~海~~ ~~軍~~ ~~鎮~~ ~~守~~ ~~府~~ ~~選~~ ~~定~~ ~~の~~ ~~為~~ ~~め~~ ~~吳~~ ~~佐~~ ~~世~~
 保商港へ出張せられし時も同人を召し連れら
 れたり。十一月の初に至り、愈よ軍事視察として
 歐洲に差遣せらるゝ旨 ~~の~~ ~~御~~ ~~前~~ ~~に~~ ~~奉~~ ~~上~~ ~~せ~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~し~~ ~~が~~ ~~そ~~ ~~の~~ ~~直~~
 に ~~御~~ ~~前~~ ~~に~~ ~~奉~~ ~~上~~ ~~せ~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~ざ~~ ~~り~~ ~~し~~ ~~は~~ ~~即~~ ~~ち~~ ~~次~~ ~~の~~ ~~如~~ ~~き~~ ~~事~~ ~~情~~ ~~あ~~ ~~り~~
 しに因る。
 妃慰子は兼ねてより、歐洲各國の ~~内~~ ~~廷~~ ~~の~~ ~~現~~ ~~状~~ ~~皇~~ ~~子~~ ~~女~~
 の教育並に社會事業、外國交際に關する皇室の

有栖川宮

自費同行決定

助長するに過ぎず百害ありて一利なきものを
 と仰せられ御取上と云ふは氣色に無して容易に許し玉はず御熾仁親王も
 氣の毒に思召し特に和拜謁して懇願
 せられしが終に御聽許に及ばず若し宮内省に
 御迷惑を掛けず全然自費にて同行せば如何に
 と伺はれしにそは勝手たるべしとの仰せなり
 親王重ねて然らば慰子に命じて申行く先
 より皇后陛下に報告を差出さすべき故萬一取
 るべきものあらば幸に意を留められ他日改め
 て公然差遣を差遣出でむとき御聞濟ありむ

前田夫妻同行

一行の人々

ことこそ願はしけれと申されしに天皇笑つて
 之を領かせ玉ふこゝに於て妃は直に本郷前田
 邸に至り兄君利嗣に説きて己とともに夫妻洋
 行の途に上一一切の費用は同家より支辨する
 ことなれり事件の経過はかくの如くやかて
 今年も暮れ憲法發布も一ヶ月の後に迫りけ
 ればこの曠古の盛儀を畢りし後愈よ發程する
 ことと定められたり
 親王並に妃の隨員は前記吉井大尉の外家令齋藤
 桃太郎家從堀内辨之助侍婢後藤あきの三人に

發途

して前田侯爵夫妻の引き具せしは、加藤恒小本
 真正佛婢（妻友）小本支（親王）の途に隨行員とし、三浦謹
 年介あり、十行計十二名明治二十二年二月十六
 日を以て途に上りる。
 これに先つこと二日十四日午後親王妃とと
 もに参内して、天皇皇后に謁見し、又賢所参拜の
 上、神酒を賜はり、次いで青山御所明官御殿等に
 参候あり、さて愈よ當日となりければ、早朝出門、
 新橋停車場に至りて、前田侯爵等と會（せらる）奉送の
 為に参集するもの數千人、樓上樓下ともに立錫

乗船

の地なき七時三十分、（表の臨時列）車にて横濱に
 至り、御用郎に少憩せし後、太平洋郵船會社のシ
 チ、オバニユーヨーク號に乘船、十時解纜せら
 る。送行員中、御用郎まで來りしものは數百人、本
 船まで來りしもの、猶ほ數十人に及べり、（の盛）
 有ること以て、概見すべし。
 本船は三千五百噸の一小商船なるが上に、製
 造後、（年所）を経、漸（おち）老朽に近（おち）
 ず、（おち）當初、その決定に就いて、眉を顰むるも
 のさへありしが、親王は、船體だに堅牢ならば、他

事は毫も論ずべきに非ずとてやがて此に乗船せりれしなり。

出航後連日陰晴定まらず風雨時^{まよ}に至り船體

の動搖殊に甚^し就中二十三日^には曉に先

つて逆風^{まよ}波激^し津氣の餘船の進行を妨

帆を破ること二搦上の鐵環を碎くこと一水

夫の一人は為に負傷せし程に^て止むなく船

を停むること數時間天明くる頃^に針自ら西に

向ひたるに因り船長^は令を下して船の前後に石

油を流し波浪の少しく滑なるに乗じ急に針路

を東方に回轉し會ま順風を得たるに因り帆

を張つて駛行せり甲板^上に出て^て煙筒

の表面には潮水乾燥^し痕白墨を以て雲霧

を畫きたるが如^しこは夜來動揺最も劇^しき時

船首常に水中に^て甲板は潮水^を洗^はれ

飛沫しふきかゝれるが為^に航行の困難な

ること想見するに堪へたり一行中親王並に吉

井加藤を除く外は多少の別こそあれ船暈を感

ぜざるものなく殊に妃前田夫人並に侍婢輩は

困苦實に言語に絶えたる程なり船の動搖に連

桑港を發す

桑港に著

二日薄暮より少しく風浪ありしが夜半に至りて風位舊に復す三日午後三時に東北に米國の大陸を認め四時ポイント、レースの岬角を過ぎ夕食後ゴールデンゲードに入り八時桑港内に碇泊するや夜分にも係はず醫負來航して検査を畢り親王は一行とともに直に上陸してパリスホテルに投宿せらる。

五日午後公園に遊び六日午前桑港造船所を觀覽せらる。妃は是日より病を獲られしを以て一行も亦た旅館に滞在せしがもとより寒冒に

無名船主の船名

約三刻

約三刻

れて室中に積み上げたる荷物は展轉して止まらず風浪最も甚しく上甲板危険なる時は下の寢室に入るを例とせりかくて食堂に出づるものは前記の數人に過ぎずその餘はかゝる折の爲にとて豫め用意したる備を食用せりかくの如きもの凡そ十日二十五日より稍や順風を得海上漸く穏なりむとす。二月末日に至りて妃夫人等も漸く出て食卓に就きは初めて船中の慣例を實施するを得たり。

三月一日初晴に値ひ海面殆んど波なし。

有栖川宮

市俄古著

もに馬車二輛に分乗して市の西北なるプロペ
 ストヒルに登臨し眺觀時を移して後に帰館あ
 り十八日午前發車オクテンまで引きかへし
 九時四十九分同地發車十九日午前海拔八千二
 百三十五尺と稱するロツキ山中鐵道線路の
 最高點を過ぎ十一時七イニにて乗換午後二
 時デンバーに著しウヰンガーホテルに投じて休
 憩半日午後九時三十分發車二十一日午前十時
 市俄古著海軍大尉馬場鍊兵春近江巻山華宮頃
 より此に來りて待ち受けしは困り案内

ソートレーシング
遊覽

過ぎざるを以て十一日(至り)床拂あり十四
 日午後旅館を出でて對岸のオークランド停車
 場に至り三時四十分發車五時ベニチアルに至
 るこれより以往は平郊相連りて到る處馬牛羊
 豚を牧し時に茅舎の點在するのみ十六日早曉
 ソートレーシングの沿岸を過ぎ七時三十五分オ
 クテンに下車し乗換の後九時三十分發車十一
 時頃ソートレーシングに著しメトロポリ
 タンホテルに投宿し午後市中を散歩しモルモ
 ン宗の寺院を觀覽せらる十七日午後一行とど

相模川

華盛頓に著

前夕ラング造船所を觀覽し午後公園等を巡遊
し三十日午後四時發車七時五分
著するや公使陸奥宗光夫妻書記官佐藤愛磨交
際官内田康哉等の奉迎を受けの案内に依
てアーリングトンホテルに投宿せらる馬場大
尉はオカザより隨後せしがこゝに至りて辭し
て帰宅す
三十一日陸奥公使馬場大尉と同乗して處々
見物あり四月一日午前國務大臣ブレチン夫妻
の案内に依り一行並に公使夫妻書記官等を從

美國大統領を訪ふ

大統領の夜會に臨席

へホワイトハウスに至りて大統領ハリソンと
會見し晤談半晌の後帰館午後海軍大砲製
造所を觀覽せられ帰後再び出でてブレチンの
宅を過ぎらる二日午前アナポリス海軍學校
午後國會議事堂を觀覽ありこの夜大統領は
特に親王の為に夜會を催し懇に招請せしに因
り一行とともに九時ホワイトハウスに至り十一
時帰館せらる親王今次の外遊中公式の場所に
は断然出席せられざる方針なりしが頃
大統領は新に就任し特に親王に敬意を表して

本會の模様

此に及び且つ陸奥公使は墨西哥と對等
 約を締結し、（市）が（歐）の（清）國の條約改正の（事）折から國威
 を示すの一助にもとて頻りに親王の臨席を（傳）
 憑せしを以て親王もはじめは再三辭退せられ
 しがやがて兼諾せられたるなり。（の）會に列せ
 しものは大統領の一族を始め國務大臣各
 省長次官陸海軍士官外交官並に外國公使公使
 館員等にしてさすがに民主政治の國柄なれば
 煩瑣なる禮法なく服装等は一定せざれども和
 氣霽々として堂に満ち賓主の間些の隔なきは

最も喜ぶべしこの席上親王は終始大統領夫妻
 の右傍に立ち凡そ二千人と握手せられたりと
 いふこれに關するイグニグスター新聞の記
 事は殊に詳細に互れるが故に其大要を抄譯し
 て左に附載すべし。

四月二日午後九時、大統領ハ威仁親
 王（皇）ニ妃ヲ其官舎ニ招請シ午後九時ヨリ十
 一時ニ至ル間盛大ナル款待アリキ招待状ハ
 國務省ノ名ヲ署シテ發送セラレ來賓
 無慮三百名ノ多キニ達シタリ大統領ノ官舎

補
川

西
川

同時ニ藍色ノ間ニ入り親王ニ妃一兩廐
 大統領夫人ノ次ニ一列ニ立タレ
 統領ノ起立スルヤウキルソシ大佐ハ之ヲ
 王ニ引合ハセリ日本公使ハ大禮服ヲ著シ終
 主人ノ方ニ向ヒテ親王ノ前ニ起立セリ
 大統領夫人ハ病後血色宜シカラザ
 喜色滿面衆客ニ應對シテサバカリ疲勞ノ
 様子モ見エガリキノノ服装ハ藍色ノ袴ヲ
 著シテ引裾ヲ付ケレースノ縁縫アル長上衣
 ヲ著シ金剛石ノ耳飾ト飾針トヲ懸ケ手ニハ

有西川宮

ハ第一公式ノ裝飾ヲ施シ室内コカシコニ
 配置セル鉢植ノ卉木ハ紅綠團ヲ作シ此ヨリ
 發スル香氣ハ馥郁トシテ窓外ニ溢ルバカ
 リナリヤガテ定刻ニ至ルヤ大統領側ノ群客
 ハ海軍軍樂隊ノ國歌ニ連シテ
 階下ニ降りウキルソシ大佐デユーヴオ
 ール中尉ノ先導ニ值テ藍色ノ間ニ入り次
 大統領ハ夫人同伴トシテ各々列ヲ隨ヘテ
 亦夕同室ニ入り又親王ノ一行ハ紅色ノ間ニ
 待チ合セテ大統領ニ扨伴列ヲ隨テ

有西川宮

シ携ヘラレタリ。
 同殿下ノ次ニ侍立セル婦人ハブレ
 人ニシテ各國公使ノ夫人等
 ヒ思ヒノ服装ニテ其次ニ整列シ其美其艶洵
 ニ言説スベカラズ。從來同官舎ハ此ノ如キ
 合用タルコトナキ。來客ハ殊ニ目新
 シク覺エ且大室廻廊等ニ遊歩スルモ亦夕
 樂シゲニ見エタリ。副領事國務大臣
 ニ其半ヲ過ギタル頃初メテ藍色ノ間ニ入

赤薔薇ノ花環ヲ携ヘタリ。
 大統領夫人ノ側ニ起立セラレタルハ威仁
 親王殿下ナリ。丈高カラズソノ著セラレタル
 大禮服ハ實ニ美麗ナリ。妃殿下ハ丈高クシテ
 裾付ノ上衣ヲ著キ其地質ハ白藏編綸子
 前ニハ藍絹ヲ付ケ之ヲ覆フガ為ニ
 レースヲ用ヒタリ。上衣ハ同ジクレースニテ
 縁取ラレ大小數十個ノ金剛石ヲ縫ヒ附ケタ
 ル天鷲絨ノ襟ヲ附ケ頭飾ニモ腕輪ニモ
 亦夕齊シク金剛石ヲ鑲メ手ニハ薔薇ノ花環

有田川宮

應接ハ殆ンド一時間ノ長キニ互リヤガテ
 廻廊ニ在リシ椅子ハ盡ク座上ニ廻ハサレ侍
 立セル貴婦人ノ多數ハ著席セシガ陸奥夫人
 ハ後列ニ在リテ起立居タリ午十一
 時各退出ス
 新聞も同一の記事を掲げ當夜來
 賓注目ノ對象たりし兩殿下ノ舉止閑雅にして
 自然その宜しきに慥ニ殊に英語を善くしてハ
 ソンブレ
 兩夫人と時々對話されしこと
 を賞賛したり

再び
著

報告の書翰を草せ
らる

その翌三日陸奥公使夫妻佐藤書記官等に送
 られて午前十時四十分
 午後二時
 時四十分
 井三郎等に迎へられその案内に依りてワイフ
 ス、アベニユ、ホテルに投宿せりる。四日親王は
 天皇陛下に妃は皇后に奉呈せらるゝ報告
 の御書を認めらるゝに因り人を屏けてともに
 一室に籠られ絶えて外出し給はず。親王は同時
 に熾仁親王宛てられたる書翰を認め
 宛てられたる書翰を認め

大西洋航海

六日午前七時三十分馬車にて波止場に至り
 ボルゴ¹²に乘船し、九時抜錨西航の途に上
 りる。これに先つこと一日陸奥公使は
 より來^{石井}この日馬場大尉、石井領事、松井副
 領事、^榎大尉等とともに埠頭に奉送し在
 留の日本人一同は、^花生花一籠を獻じた
 り。本船は前のシチム、オズニユーヨーク號に比
 すれば、二倍大の船體を有し、乗客の定負亦た從
 つて夥多なれども、佛國巴里に於ける萬國大博
 覽會の開催は方に二旬餘の後に迫り、數月前よ

の御書の文案一通をも封入せられたり。
 一國の巡遊を畢られたる時は、毎に其概要を
 故國へ通信せらるゝこと大抵上述の如く、毫
 も怠り給ふことなかりき。顧みれば、三月三日桑
 港に著せられしより、四月五日に至るまで、
 三旬^{有餘}各地の視察に日も維れ足らざるが
 如く、海軍關係の個所は赴かるゝ時は、獨り吉井
 大尉を從へ、その他は、^{の場}一行と偕に、妃は別に前
 田夫人とともに、^の處の女學校を參觀せられ
 雨後亦ん毎の如し。

有得
 梅
 川
 宮

巴里に著

載仁親王と往來せ
らる

し下り

らず船中に在ること凡そ九月十四日午後五時
 佛國ハーブルに入港せしが満潮を候して八時
 波止場に著し八田大佐野津大尉河崎支隊官等
 に迎へられどもに停車場に至り翌十五日
 前六時巴里に著し直にホテルダルクに入らせ
 られ公使田中不二磨夫妻第一に來訪して起居
 を候すこの頃載仁親王は留學中にて公使館に
 假寓せられしが故に○
 し爾後數ば往せりるが親王は一行と共に
 に旅館に滞在し日々市中を巡覽せられ中にも

り便乗を申込むものさへありし為船中殆んど
 空室なく幸にして普通の上等室を占有せしが
 多少の不自由を免れざりしはもとより論なし
 元來大西洋は濃霧海を蔽うて航行の難きを常
 とすれども船體すでに大なるが上に天氣都合
 極めて宜しかりし程の航程日約四百海里
 に及びり但し最初の四五日間は霧氣殊に深き
 為に五分乃至十分ごとに汽笛を鳴らし且つ速
 力を緩めて航行せしがやがて霧歛まり海上極
 めて穩なりしを以て復た船暈に悩むものあ

有得 柳川

借邸に移居

ボア、ド、ブル、キ、は、巴里第一の公園にして地
 域極めて廣く諸種の設備も、游人日々麁集
 するを以て暇ある折々は、遊ぶを例とせ
 られたり。さなきだに巴里は世界第一の銷金窩
 と稱せらるゝを、大博覽會開催の為に諸
 式の高價なること驚くべく加ふるに親王著京
 の事早くも新聞紙上に掲載せられ一行の身分
 等も普く知渡れるを以て節約も意は任せず
 困り、百方詮議の後、レウ、ド、エ、ボン、街第三
 十二番邸を三個月の約束にて借り受けこの月

露國に向つて發途

二十八日親王は一行とともに、に移居せら
 る。はじめ親王は露國皇后は勲章を捧呈すべき
 旨の使命を受けさせられしを以て三十日吉井
 大尉齋藤家令の二人を従へ午後八時、ガルド、ノ
 ールより發車翌五月一日夜、に著し會
 ま外遊の途次に滞在せし陸軍大臣山縣有
 朋に迎へられてその旅館に少憩せし後再び發
 車二日午後四時獨露の國境を過ぎてベルコフ
 に著し露國帝室より差廻されたる特

有得 補 川 富

謁見並に勲章捧呈
の次第

供	ノ	捧	太	ラ	ナ	教	寄	ヨ	ハ	参
天	右	呈	子	レ	ク	具	ヨ	リ	参	向
覽	二	仕	二	テ	御	拜	リ	四	汽	汽
候	坐	候	御	握	居	謁	内	頭	車	車
威	シ	終	引	手	間	ノ	ハ	引	ニ	ニ
仁	種	リ	合	ノ	二	節	式	ノ	テ	一
随	々	テ	相	禮	至	ハ	部	馬	一	時
行	御	午	成	ア	レ	皇	官	車	時	間
ノ	話	餐	是	リ	ハ	帝	列	ヲ	程	ノ
齋	有	ノ	於	午	皇	親	シ	威	ノ	處
藤	之	饗	テ	餐	帝	ラ	立	仁	二	有
吉	候	應	寶	ノ	親	入	テ	乘	之	之
井	間	ア	冠	饗	口	二	休	用	停	停
兩	別	リ	章	應	二	充	息	ニ	車	車
人	紙	威	ヲ	ア	出	テ	所	充	場	場
モ	二	仁	皇	リ	迎	ラ	へ	テ		
同	相	ハ	后	威	ハ	レ	誘	ラ		
室	認	皇	二	仁	后	車	導	レ		
別	始	后	二	ハ	皇	車		車		

有西川宮

ニ	ノ	ニ	有	仁	ニ	負	旅	ト	汽
御	為	關	之	海	ト	館	館	ル	車
住	メ	ス	誠	軍	シ	ヲ	ヲ	ス	シ
居	ガ	ル	ニ	事	テ	被	被	ボ	設
被	チ	處	都	視	付	設	設	ル	ケ
為	十	見	合	察	候	陸	陸	グ	ラ
在	離	物	宜	ノ	陸	軍	軍	ニ	レ
由	宮	五	敷	為	大	大	大	安	三
義	春	日	候	メ	佐	佐	佐	著	日
ル	秋	二	同	政	海	海	海	仕	午
	兩	ハ	府	府	軍	軍	軍	候	後
	季	皇	滯	ヨ	大	大	大	帶	六
	二	帝	在	リ	佐	佐	佐	在	時
	ハ	皇	中	被	ノ	ノ	ノ	中	七
	ガ	帝	ハ	付	兩	兩	兩	ハ	日
	チ	皇	日	候	名	名	名	冬	午
	十	后	々	者	ヲ	ヲ	ヲ	宮	後
	離	拜	海	二	接	接	接	内	六
	宮	謁	軍	有	伴	伴	伴	二	時

有相川宮

離宮に於ける晚餐
會の模様

卓ニ於テ侍中武官等ト共ニ食事ヲ賜ハリ候。
食後皇族方ニモ御引合相成^リ、二時頃退出歸
路ハ參内ノ時ノ通りニ御座候。歸館後各^皇族ノ
邸ヲ尋問仕候處即日又翌日ニ各答禮ノ為來
訪相成候。八日カ子ナ離宮ニ於テ晚餐ノ饗應
有之先^ニ離宮中ノ休息所ニ參著^リ、^リ宮
殿長ノ案内ニテ廊下ニ至^ル、皇帝親ラ出
迎ヘラレ續イテ皇后皇族モ同處ニ來リ各握
手シテ一應挨拶セシ後皇帝ヨリ威仁ニ皇后
ト同道スベキ旨^ヲ請^ハレ候間皇后ノ左^方ニ

添^テ食堂ニ至リシニ皇后ハ自^ラ威仁ニ席
ヲ示サレ仍ツテ其右^方ニ座ヲ占メ候。食事中
種々御話有之一時間計ニシテ食事^ヲ終リ前
同様ノ體ニテコ^トヒ^ノ間ニ至リ皇帝皇后
ハ陪食セシ臣下^モ各握手^シ、^レシ^キ多少ノ御
話有之其間威仁^ハ皇族ト談話致居候。四十分
程ニシテ皇帝ハ威仁ニ再ヒ皇后ト同伴スベ
キ旨仰セ有之候ニ付前ノ通り皇后ト併進候
處^ニ圖^ルニ^テ休息所ノ間ニ至リ皇帝ヨリ先ツ暇
乞^フセラレ皇后皇族モ同處ニテ皆告別致サ

アレキサン
サントル
大受領
章

皇后へ宜敷トノ御傳言有之且ツ皇后ハ寶
冠章受領ノ御禮極メテ厚ク被申述候尚露國
滞在中海軍ニ關スル見聞ヲ左ノ略記ニテ奏
上仕候中略
露都出發ノ當日外務大臣不在ニ付代理ト
シテ次官並ニ亞細亞部長兩人ニテ罷越シ日
露兩國間ノ交誼ヲ一層重加スル徵證トシテ
皇帝ヨリ威仁ニ贈ラル旨ヲ述ベテサントル
マスキ大綬章ヲ持參候間受領ノ上皇帝ハ深
謝ノ意ヲ言上可致具旨依頼致置候同時ニ隨

レ候察スルニ皇帝ヲ始メ同處マテ見送セラ
レタル事ト存候此日皇帝ハ陸軍禮服ニ我ガ
大勲位ノミヲ佩ヒサセラレ皇后ハ前日午餐
ニハロ¹ブモンタ²ニ寶冠章副章ノミ¹デコ
ルテ¹ニ寶冠章ヲ佩ヒサセラレ候當日陪
食セシモノハ皇族ヲ始メ凡ソ四十五六名ニ
テ威仁ノ隨行員並ニ我公使館員モ一同列席
致召サレタル者ノ中ニテ日本勲章ヲ有ス
ル向ハ何レモ之ヲ佩用¹極メテ盛宴ニ有之
候告別ノ節皇帝ヨリ¹陛下へ皇后ヨリ¹我

瑞典丁抹巡遊の延
期

かば九日發途十日モスコに著し十一日露國
 皇帝より親王にサントネグスキ大綬章を贈與
 せりれ隨員一同にも各綬章の御沙汰あり(暑)同地
 發車十五日午前巴里の寓居に歸著せりるは
 露都より發して瑞典丁抹を巡遊せりるは
 豫定なりしが會ま瑞典の公主薨去せられ宮中
 喪を仰せ出されし折から同國に立寄らるは
 都合宜しからざるべしと露國駐劄公使の注意
 もありければ乃ち之を他日に譲りて一先づ轅
 を回されしなり。

西德郎より

有西川宮

有西川宮

行負へモ夫々勲章贈與相成候。閑院より出里
 子度々面會至リテ壯健有之。小松ハブレ
 海軍學校寄宿中ニ付未ダ對面不仕候得
 井免學罷在來年九月ニハ卒業スヘキ由、兼り
 及候。
 前書並ニ別紙ヲ以テ露國滞在中ノ報告上
 奏仕候間御一覽ヲ賜ハラハ光榮不過之候。
 露都に淹留十日と凡そ六日兩度謁見の外は
 軍事視察として大砲製造所鎮守府兵學校近衛
 師團海兵團等を巡覽しすべてに用務を畢られし

妃慰子産遣の御
許可

この行妃慰子にも同行の思召あり仍つて親
王より妃の歐洲差遣を公然仰せ出されたき旨
電報にて天皇に奏請せられしに陛下にも夙約
を御忘れなかりしものと見え直に御裁可あり
但しその答電の甚く遅著せるとその頃妃の免
角勝れざせられざるとに因りて折角の希望も
遂に達せられずして止みぬ今次露國帝室の親
王に對する待遇は従前我が國に於て同國皇族
に對するよりも更に鄭重にして殊に同國皇帝
皇后兩陛下は妃の同行なかりしを非常に遺憾

大博覽會見物

とせられたるが如し親王が英語に熟達し
謁見の際通譯を要せずして直接に兩陛下並に
海軍將校等と談話を交換せられしは即ち高評
を博せられし所以にして交誼の親密を極めた
る決して偶然ならず後に山縣有朋が同皇帝に
謁見せし時も數日其旨の御尊ありし妃にし
て同行せられなば愈よ應酬を盛にし錦上花を
添ふる概ありしや言を俟たずまことに惜みて
も餘あることといふべし
萬國大博覽會は五月一日より開場せられし

有西川宮

後親王が向來猶伊の御
山縣有朋が同皇帝に
謁見せし時も數日其旨の御尊ありし妃にし
て同行せられなば愈よ應酬を盛にし錦上花を
添ふる概ありしや言を俟たずまことに惜みて

佛國軍港視察

この日吉井大尉並に海軍技師鶴田留吉を従
 午後發車九日午前ブレストに著し直にホテル
 ド、ホイヤージワルに投宿せられ先づ鎮守府司
 令長官を訪ひ次いで長官より差遣されたる傳
 令使少尉の二名を案内としてこの日の午後よ
 り翌十日午前に互りて各軍庫を巡覽あり夜
 は招請に依りて長官邸の晚餐會に臨まる十一
 日午前發車兩度乗換の後夜に入りて
 に著鎮守府司令長官傳令使の案内に依りて投
 宿し翌十二日造船所等を巡覽したる後長官邸

借邸引拂

を過ぎられしにやがて長官は答禮の為參候せ
 りこの日薄暮發車十三日早曉巴里に歸館せら
 る。これより先借邸は七月二十三日を以て
 とまがせしが前述の如く西班牙より歸館の後腫
 物を生ぜし為郵引籠りて靜養せられしが腫
 其別を過ぎ且つ軍庫巡覽の事方に畢りたれば愈
 借邸を引拂うて一行とともにホテル、ダルブ
 に移居せらる。ホテルに滞在すること凡そ一週間次いで一

瑞西避暑

ルセルン著並に帯留

ルセルン著並に帯留

行を擧げて瑞西避暑の事あり。二十一日夜發車、翌二十二日午前同國ゼネーグに著、ホテル、ルドラペーに投宿、湖光山影の間に悠々起臥せらるゝこと四日、二十六日午後、ローザンに至り、ホテルギボンに投宿、淹留三日、二十九日午前ベルンに至り、附近游覽の後、再々乗車、晩にルセルンに著してグラントホテルナシヨナルに投宿せらる。當地は風土眺觀ともに佳良にして國中第一の稱ある、各國より來遊するもの四時絶えず、就中夏期は

再びゼネーグに著、帯留

リギ山頂に著

殊に甚し。ホテルの前面にはラアクドカアルカントンの湖光一碧さながら鑑を開くが如く、隔岸の遠山は萬古の積雪を戴いて寒光、皆を裂かむばかり、まことに好個の清涼境なり。親王は一行とともに、に滞留すること凡そ七日の間、妃並に前田侯夫妻と共に、て、標高千八百メートルの山頂に上陸し、汽車に晴に際して眺觀を縱に、九月四日午前、旋つてゼネーグに至り、ホテル

コッペンハアゲンに著
並に視察

勲一等大綬章受
領

傳令使の案内に依りて終日各處を視察せらる。
 當時同國皇帝は病氣の故を以て謁見
 せらる。親王が親王に相シネセルラン
 一等大綬章を贈せらる。二十七日午前同地
 より丁抹に向ふ。島村代理公使は同國公使を
 兼攝するの故を以て亦左隨從す。午後二時獨領
 シエゼールに著して少憩。又發車。二十
 八日午前零時五十分キールに著せしむ。直に汽
 船に乗り換へ一時出帆。時エザールに上陸せ
 し。後再び乗車し十時コッペンハアゲンに著し

海牙に著るを視察

蘭丁瑞三國巡遊の
為に發途

依仁親王と來往せ
らる

ルドラペーに滞留すること又六日十日午前發
 車夜半近き頃巴里に著し尋いで歸館せら
 る。休養約半月の間當時留學中の依仁
 親王と屢ば往復せられしが次いで蘭丁瑞三國
 巡遊の途に上。二十三日午前前田侯爵並に
 吉井大尉齋藤家令を從へて巴里發車晚に和蘭
 國海牙に著するや島村代理公使等に迎へら
 れる。案内に依りてホテルドベルビエーに投
 宿せられ二十五日より廿六日に亘り海軍大臣

依仁親王は巴里に著せしむ。直に汽船に乗り換へ一時出帆。時エザールに上陸せし。後再び乗車し十時コッペンハアゲンに著し

有種川宮

ストックホルムに著
並に視察

ホテル、ダクリテールに投宿せらる。次いで休養三日
 日十月二日海軍士官某の案内に依りて
 海軍大學校等參觀三日招請に依りてフレテン
 スボルク離宮の晚餐會に臨み四日午前十一
 時乗船瑞典マルモに上陸午後三時乗車翌五
 日午前八時ストックホルムに著せらる。や接
 伴係の案内に依りてグラントホテルに投宿し
 次いで皇の案内に依りて海軍兵學校屯營等を
 巡覽し六日博物館公園等に遊び七日招請に依
 りてキングホルム離宮の晚餐會に臨み八

日、オスカー親王の案内に依りて王宮を巡覽し午
 後六時三十分發車舟車の乗換數次に十一
 日午前八時三十分巴里に著し尋いで帰館せら
 る。丁抹瑞典兩國の巡遊に就いては例の如く天
 皇に奉呈せられたる御書に以て参照の為
 め左に全文を附載す覽者これに因つて親王が
 視察の精細なると報告の其要を得たるとを容
 易に知了すべし。

陛下益御機嫌克恐悦至極ニ奉存候陳者 中略
 去ル九月廿七日午前十時發汽車ニテ和蘭國

由是	持校タル者	生來	身分卑シケレバ	ニハ重ニ貴族或ハ身分宜敷者之子孫ヲ入ル	人ノ氣風ヲ發達セシムル旨ト致シ候此學校	アルノミ授業毎日六時間ニシテ在校中ハ軍	マス祭 <small>前夜</small> ニ週間イースタ「祭」ニ四五日間	術砲術ヲ實地ニ教授シ休暇ハ僅ニクリス	中雖モ毎年夏期四個月ハ乘艦セシメ航海	船上ノ適否ヲ檢シタル上入校ヲ差許シ在校	修業ス入校前九ヶ月間軍艦ニ乗組マシメテ	六七枚ニシテ入校ヲ許シ四年三個月間在校
----	-------	----	---------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------

丁抹の海軍兵學校

瓦造リノ二階屋ニシテ生徒三十名ヲ限り十	海軍ノ諸處見物仕候兵學校ハ府内ニ在リ練	軍大臣ヨリ士官一名ヲ出シ同人ノ案内ニテ	ニ外務省通知致シ呉レ候彼此致居候末海	兼任ノ廉ヲ以テ同行シ威仁丁抹府著之趣直	ヘ「」ニ安著仕候和蘭國在留島村代理公使	イル著「」大日「」鐵道三時間ニシテコーペン	キールニ「」著直「」乘船仕「」翌午前七時コガ	モ「」スタ「」ハ「」ンボルグ等ヲ通過シ夜十二時	ヲ出發シ午後二時頃和獨境界ニ達シ夫ヨリ
---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	---------------------

造船所

速射砲六門魚形水雷ヲ乗セ水平面ヨリ二英	速力十七海里噸數五六千大砲八尹二門六尹	事行屈居候當時巡行艦一隻艦裝中	海軍造船所ハ府内ニ唯一個アルノミ從テ萬	皇子ハ當時艦長	皇族ニテ海軍ノ教育ヲ受ケシ者二名アリ當	間ト云フ規則ナク皇帝之聖慮ニ在ル由同國	ハモ昇級ハ他ノ士官ヨリ年限早ク別ニ何年	ヨリ乘艦後一切ノ事總テ同様ニナス由然レ
---------------------	---------------------	-----------------	---------------------	---------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

他生徒ト區別アリシ由ナレドモ此度ノ皇族	モツシ釣寢臺ノ代リニ別寢臺ヲ與ヘ食卓モ	ル由ニ御座候以前ハ他ノ士官ト異ニシテハ	卒業後ハ軍艦ニ乗組ミテ艦務ニ従事セラレ	毎日通學スル一事他ノ生徒ト異ルノミ候	業中ニ有之候業他生徒ト萬事同様ニテ只	見受候時皇太子ノ第二子ハ同校ニ於テ修	處巡覽仕候處小校ナレドモ萬事整頓之様ニ	校長海軍大佐候同人ノ案内ニテ校内諸	自然水兵等ヲ統シ難シトノ旨意ニ御座候
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	-------------------	--------------------

有柳川宮

フレデンスボルグ離宮の晩餐會に臨む

離宮	有之候	平時	一名ハ	令長官	即チ中將	英國ニ	炭モ	造ニ
晩餐	去月	在リ	ハ海軍	トナリ	將一名	求ムル	軍艦ニ	用フル
御催	三日	ハ	大臣	少將	少將	由	用フル	鉄板等
シアル	午後	ハ	勤務	二名	二名	海軍	ハ煙	之ヲ
趣ヲ	七時	ハ	中ニ	ノ内	ナリ	將官	少キ	英佛
以テ	フレ	ハ	有之	一名	中將	三名	シ要	二國
前夜	デンス	ハ	諸港	ハ	ハ	ノミ	スル	ニ仰
電信	ボル	ハ	口ノ	造船	戰事		カ故	キ石
	グ	ハ	航行	場長	ニ司		ニ	

庫工場	圍場	ハ四	ヲ造	組マ	艦ヲ	一隻	二	尺
等ハ	内ニ	十八	リテ	セ置	演習	ノミ	三	以
他ト	入レ	時間	テ其	キ他	ニ其	ナレ	月	下
異ナル	テ寒	ニ出	内ニ	ノ演	中ノ	トモ	試	ニ
無シ	氣ヲ	帆出	ハ煙	習ニ	何隻	モ豫	運	尹
艦船	ヲ防	來候	少キ	出デ	カヲ	備艦	轉	半
製	々	由水	シ要	ガザ	出シ	數十	ヲ為	ノ
	由倉	雷艇	スル	ル艦	演習	隻アリ	ス由	鋼
		ハ冬	カ故	ハ屋	ニ使	アリ毎	新艦	鉄
		季	ニ	根	用	年夏	製造	甲
							ハ此	板
								ヲ
								張
								リ
								シ
								者
								ニ
								テ

有柳川宮

始メ臣下之人ト親シク對話セシ後汽車刻
 限來リ候故皇帝以下ニ御暇乞ヲ致シテ退出
 仕候其節皇帝皇后ヨリ陛下及皇后陛下へ敬
 意ヲ表ス可キ様御沙汰有之候當夜ノ食事ハ
 英皇太子ノ御儀ニ係リテハ御膳ニ有之其内皇族二十
 多人數ニシテ七十名程ニ有之其内皇族二十
 人餘英國艦隊ノ將校八九名及ヒ威仁隨行負
 露國皇帝附宮内官一名露英ノ女官二三名宛
 其他總テハ宮内文武官女官等ナリ察スル
 宮内食事ハ英皇太子ノ為ニ催セシ事
 被存候丁抹國ニテハ帝室及外務ヨリノ仕向

ニテ案内有之候故當日午後三時半同府ヲ發
 汽車ニ乗リテ參候處停車場ノ宮内省之馬車出
 迎御食事前皇帝皇后兩陛下ニ拜顔仕リ候當
 時露國皇帝皇后皇子女及英國皇太子夫婦其
 他子女等滞在中ニ有テ對面仕候對面ニ席ハ
 皇帝皇族ノニシテ臣下ノ者ハ總テ次室ニ
 扣ヘ誠ニ親密ニ御挨拶有之夫ヨリ皇帝ヲ始
 メ威仁等モ次室ニ參リ臣下ノ者ト對話暫時
 ニシテ食堂ニ行キ一時程ニテ再食事終リ再
 ヒ次室ニ行キテ茶酒等ヲ出サレ皇帝皇族ヲ

瑞典の海軍兵學校

方十分満足スベキ待遇無之其事情ハ種々有
 之候様被存候得共筆紙ニ盡シ得サルノ
 虞有之候間帰朝ノ上詳ニ言上可仕候。十月四
 日午前丁抹都府出發小蒸汽船ニテ對岸ナル
 瑞典國マルモニ渡リ午後三時發車翌五日午
 前八時ストックホルム府ニ安著仕候處同國皇
 帝ヨリ海軍佐官一名ヲ停車場マデ被差遣滞
 在中、附屬致置シ海軍造船所兵學校屯營
 等見物仕候兵學校ハ府内ニ在リ、練習生
 寄宿生及通學生ヲ教育ス當時就學スル

者六十七名其入校年齢ハ十五六歳ニシ
 テ卒業ハ二十歳ナリ冬期ハ學校ニテ修業シ
 夏期ハ五月ヨリ九月中マデ乗船シテ實地ヲ
 學ブ在校中ハ日々運動シ且體格ヲ正ス為ニ
 體操ヲ課シ交際ノ為ニ教師ヲ雇ヒテ舞踏ヲ
 教フ寄宿通學ハ兩親ノ望ニ任セ寄宿生ハ當
 時僅ニ四五人ノミ餘ハ皆通學ス卒業後ハ
 少尉ニ任シ艦務ニ從事セシム不時水兵
 火夫等屯營ニ留マリ夏期ハ軍艦ニ乘組ミテ
 練習セシム又夏季艦務ニ從事ス水兵

々へ皇帝自ラ御引合相成威仁ハ皇帝皇后ノ
 御意ニ從ヒテ随行者ヲ披露候續イテ食堂
 參り威仁ハ皇帝ノ左方ニ座ヲ占ム食事中
 軍書上致治上ニ御話種々有之露國カ東洋及
 歐洲ニ於ケル勢カノ強大ナルニ對シテ貴國ハ
 如何ナル政略ヲ有スルカ露國ハ必ズ貴國近
 傍ノ地ヲ望ムベシ我國モ露國ニハ注意ヲ怠
 ラスベシト仰セ有之又歐洲當時ノ景況
 獨壇伊三ノ國同盟ニ維持スル間ニ限リテ
 歐洲ノ平和ヲ保ツベシ露國皇帝ハ平和ヲ好

皇帝皇太子被出御居間ニ於テ皇后陛下
 毛御引合ニ相成丁寧ナル御挨拶アリシ後皇
 后ヨリ坐セヨトノ御詞アリシニ因リテ其右
 ニ坐シ候室内ハ兩陛下皇太子威仁四人ノミ
 十五分間程色々御話有之先年第二皇子ハ
 カ親王軍艦ニテ本邦巡申セラレシ節ハ我帝
 室ヨリ厚キ御待遇ヲ受ケ誠ニ御満足ナル趣
 ニテ陛下へ宜敷御禮申上ケ呉レヨト懇々御
 依頼相成候時ニ食事ノ用意整ヒタル旨ノ報
 知アリ未^レ皇帝始メ次室參り皇族ノ方

有栖川宮

巴里宮著

皇帝ハ、歐洲君主ノ中ニテ、學者ノ聞コエテ、
 此才、有之賢明ナル様ニ見受申候翌日ハ、皇
 帝ノ命ニ依リ、スカ親王、威仁ノ為ニ府
 内ノ王宮ニ案内致サレ候此王宮ハ石造ニシ
 テ、壯大ナリ内部ノ裝飾ハ粗末ニシテ露國王
 宮ノ比ニ、
 議室等モ備ハリ居候各國巡廻ニ都合モ有之
 候ニ付、十月八日午後出發十一日巴里ニ到着
 仕リ、再ニ巴里ニ發シ、由耳義ニ赴キ英國ニ渡
 昨日常有耳義ニ奉明日ヨリ伯林ニ罷越

性質ナレドモ獨國皇帝ハ戰ヲ好ムト申サ
 レ、必ズ獨國ニ行キテ皇帝ニ對面致セト御勸
 有之其他將來ノ軍事上ニ就キテ種々親切ナ
 ル御教諭有之候日本ニ於テハ軍艦及水雷艇
 シ英佛ニ注文スル由ナレドモ當國ニテハ
 餘程低價ナリト御話ニ付海軍ニ使事
 候一時間程ニテ食事終リ再ニ次室ニ行キテ
 コーヒ銘酒ヲ供セラレ半時間程御話アリテ
 御暇ナリ後入御相成威仁モ直ニ退出仕候當
 候一時間程ニテ食事終リ再ニ次室ニ行キテ
 候一時間程ニテ食事終リ再ニ次室ニ行キテ
 候一時間程ニテ食事終リ再ニ次室ニ行キテ

有柳川宮

巴里出發

グラッセルに著並に
留

第七章 海外軍事視察

(下)

瑞典より巴里に帰着せられし後休養凡そ半旬

十月十六日午前八時發車白耳義（英領中）英國に

向はる一行の外雇佛國人シルバニーと（ボネン）

親王に随從し（戴仁親王）開始田中公使大山書

記川崎交際官鶴田技師等奉送の為に停車場に

参集す午後二時三十分白耳義の首都ブラッセル

ルに著し（獨逸第1軍長侍衛官全權公使西園寺公望）交際官等に迎へられ

ホテルベルビューに投宿せりる十七日

午後妃（皇太子）前田侯爵吉井大尉齋藤家令並に西

候續り御座候右ハ丁抹瑞典滞在（手記）况ニ
シテ白英二國ノ有様ハ故便ヲ以テ可奉言上
候間御餘暇ニ聖讀ヲ賜ラハ（戴仁親王）榮（光）
不過候頓首謹言

有栖川宮

白耳義皇帝に謁見の次第

贈典せられ一行にも亦た叙勲の御沙汰あり。當國の滞在は六日間にして謁見の次第等は親王より天皇に奉呈せられし報告に詳しければ例の如く左に全文を引抄すべし。

十月十六日白耳義一週滞在仕候翌日午後一時四十五分王宮ニ於テ兩陛下御對面可有之趣西園寺公使ヲ經テ申來リ候間、**特**妻同伴参内仕候其節玄關迄侍中武官等出迎へ階上へ案内スルヤ皇帝此處迄迎へテ握手アリ夫ヨリ右腕ヲ妻ニ左腕ヲ威

園寺公使等を従へて参内し皇帝に謁見を畢りて帰館せらる間もなく**皇帝**に答禮の為、**駕**を枉げられ晤談半晌にして還御あり。十八日公園裁判所等を巡覽し十九日午後陸軍大佐**案内**に依りアンバルス砲臺を觀覽せらるこの間妃は前田夫人西園寺公使等を従へて女學校を參觀せしが皇后は**特**に同處に臨御の上詳細に御説明あり。二十日一行とともにウオタールーの古戦場に臨み、二十一日日**皇帝**より親王にレオホルト武勲大綬章を

前田信子

不

アンベルス砲臺觀覽

付宮内官ハ	御沙汰アリ	次イテ	色道中ノ見
聞シ申上ガシ	末退出仕候	皇帝ハ	階段迄御送
リ相成妻ニ	外套ヲ被著候	同日午後三時	過旅
館ハ	御返問アリ	其節ハ	夕ウベ
ニテ侍中武官	一名供奉セシ	ノミ	凡ソ二十分
間程種々	御話アリテ	還	相成候
十九日アン	ベルス砲臺見物	ニ	参リ候其節
ハ皇帝ノ命令	ニ因リ佐官一名	被附御召	列
車ヲ通常列車	ニ連結シ	急行	車ノ
モ	特命ヲ以テ	停止セ	
ル砲臺近傍	ノ停車場	モ	特命ヲ以テ

仁ニ與ヘラレ	御誘導	各室ヲ	經
御居間	次室ニ	ハ皇后出迎	ヘラレ
一應御挨拶	上御居間ニ	参リ候處椅子	ニ就ケト
ノ御	沙汰ニ	付威仁ハ	皇后ノ左方
ニ	妻ハ	右方ニ	坐
シ種々	御話アリ	又皇帝ヨリ	滞在中ニ
ハ何	處ヲ見物スル	コトヲ望ム	哉等
御尋ネ有之	候間威仁ハ	アンベルス砲臺ヲ	妻ハ
女學校一	見仕度旨申述	候	未
次室ニ	於テ	随行負	ハ
御對面之節	皇帝ヨリ	時日ヲ定	メテ直ニ
侍中	武官ニ	御命令アリ	皇后陛下ハ
女學校ノ事			

レオポールド武勳大
綬章受領

ウオタール古戦場を
過ぐ

隨行一同	念トシテ	前日皇帝陛下ヨリ	候夫ヨリ英國へ向ケテ	中有名	候右ノ如ク海軍ニハ	同國ノ人口ハ六百萬ヲ	場合ハ兼テ英國ト何カ	スト雖モ砲臺ヲ置	國防禦ハ陸軍ニ
モ夫々勳章御贈相成候間此段上	レオポールド武勳大綬章贈與相成	此度成仁同國へ罷越候記	テ發途セントセシニ其	ウオタール古戦場ヲ一見致シ	ハ調査可仕事柄無之滞在	算シ随分稠密ニ御座	カ秘密約束アル由ニ候	置クニテ海軍ヲ要スル	ニ委ネ一方ハ海面ニ界

值ヲ減シタル由ニ有之候同國ニハ海軍ナク	鋼鐵ノ砲臺ヲ築造セシトニ因リテ大ニ其價	ヨリ彈丸ノ達スル距離ヲ増加セシト諸處ニ	時ハ世界第一ト稱へ候得共今日砲術ノ進歩	申上候此砲臺三十年前ノ建築ニ係リ其當	兼知被為在候コト、存候間別ニ詳シクハ不	シ候由ニ付定メテ彼等ヨリ言上システニ御	砲臺ハ先般大山陸軍大臣小澤少將モ一見致	テ敬禮シ砲臺長之案内ニテ諸所巡覽仕候此	シメ夫ヨリ砲臺到着仕候処守衛兵整列シ
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------

ブラッセル出發

申仕候。アンベルスニ於テ先般火薬ノ爆裂ヨ
 リ石炭油ニ點火シ其為ニ人命ト財産トニ非
 常ノ損害ヲ來シ候事皇帝ヨリ御話モ有之同
 地相見物ノ節其實地ヲ目撃セシニ
 澹ノ極ト可申故僅少ニハ候得共金^負千ヲラ
 ン^の救助費ニ差出シ置候。
 二十二日午前十時三十分鐵道會社ヨリハ特別
 列車一輛を提供し且つ社員二名を乗込ましめ
 て國境まで奉送しその間一行の為に用務を辨
 ぜしむ午後四時カレールに著して直に乗船あり

倫敦に著

海軍關係個處視察

時に風日晴美^行太^舟快なり。六時ドーバーに
 著するや^伊海軍大佐^{中田}書記官の二名船ま
 で來りて奉迎す。上陸の後直に乗車八時
 倫敦停車場に著し^{代理}公使以下在留日本
 人数十名の奉迎を受け^{アレキサンダー}
 ホテルに投宿せらる。
 二十五日より二日間海軍關係の個處を巡覽
 あり。二十九日ポーツマスに至り翌日に互り
 て鎮守府砲術水雷學校等を參觀せし後倫敦に
 歸著せし^{三十一日}海軍火薬庫等を経て薄暮

天長節夜會

チツター近傍に於て
游獵

水晶宮を過ぎる連日の同行者は伊月大佐吉
井大尉の二人なりこの間妃は博物館女學校等
を觀覽あり十一月三日は天長節に當る
公使館に於て夜會を催せしむるものは在
留日本人八十餘名親王亦左一行と共に
招請を受けたるに因りて臨席せらるこの夜
和食の料理を供せられしが誠に上出來なりけ
れば一同さながら故國に帰りし想を為せりと
いふ五日午前田侯爵の催しに因り親王は
チツター近傍に遊獵を試み滞留二日七

日夜倫敦に歸す。八日吉井大尉三浦學士
を從へてニューカッスルに至り翌日に互りて
火藥製造所等を觀覽せらる。倫敦の滞留は半月
を過ぎ遊蹤數ば市外に及びたりこれに關する
親王の報告左の如し。
十月廿二日午前十時發汽車ニテブ
府ヲ發途カレヨリ汽船ニテ午後五時ド
ガルニ著夫ヨリ汽車ニテ午後七時頃倫敦ニ
安著候當時女皇陛下ハスコトラントバルモ
ラニ離宮ニ御滞在中ニテ其間親族以外御

及ヒ砲術水雷學校千ヤタム海軍造船所ニユ
 カツスルアームストロング大砲製造所及ヒ
 テームス河岸ニ在ルヤーロー及ヒソーニク
 ロフト水雷艇製造所等ニ有之候鎮守府造船
 所ハ五ヶ處ニ在レドモ前述ノ者大同小異
 十ルヲ以テ見物不仕候ホーツスハ其第一
 ニ位シ鎮守府司令長官ハ海軍大將造船所長
 ハ海軍少將ニ有之又同造船所ニハベースン
 ドツク倉庫工場等附屬致居リ他ノ造船所ヨ
 リモ總休盛大ニシテ構内極メテ廣濶ナレド

視察の模様

對面再々十一月下旬南方ウキンザ離宮へ赴
 カル後御對面無之由外務大臣ヨリ我公
 使へ通知有之候然レドモ同月中旬ニハ威仁
 獨國罷越候筈ニ兼テ治定致置キシ事ニ有
 之且又英國皇太子ハ當時希國皇太子之婚禮
 式ニ臨場セラレテ御不在中ナレバ此度ハ帝
 室皇族トノ交際ハ不仕英都滞在中ハ重ニ海
 軍ニ關スル鎮守府造船所學校等視察仕ニ
 週間餘滞在末獨逸ニ向ヒ發途仕候同國
 於見物七シ場所ハホーツス海軍鎮守府

有柳川宮

之候當鎮守府内ニ病院海兵屯營火藥庫等ア
 リ軍港防禦ヲ為メ海中ニハ甲鐵砲臺ヲ要處
 ニ築キ海岸ニモ砲臺ヲ設置致居總テ陸軍ノ
 管轄ニハ無之候チヤタム造船所ハテーム
 河口ニ在リ大艦ヲ製スル處トシテ知ラレ當
 時一等巡艦二隻二等巡艦二隻甲鐵一萬
 四千七數ヲ有スル大艦一隻都合五隻製造中
 ニ有之候此大艦ニハ百十一ノ巨砲ヲ積載
 スル計畫ナル由但シ此艦船ハ餘リ鉅大ニシ
 テ費用亦夕夥シク此一隻ノ代價ヲ以テ數

其仕向ハ全然同一ナル故格別言上可仕要件
 無之様ニ見受申候當所ニ水雷砲術學校船有
 之將校及ヒ水兵ニ其學術ヲ授ケ居リ候但シ
 學校船ニテハ不都合ナル由ニテ海中埋地
 設ケ屯營砲臺射的所ヲ設置セントシ目下
 著手中ニ有之候ベシ中ニハ數十隻軍
 艦ヲ繫キ修履艦裝保存ノ各種一々見ルニ暇
 ナシ其内新形ハトラフアルガハ號六十七噸
 ノ大砲ヲ積載シ近々地中海へ廻航セントシ
 テ其支度中ニ御座候同處ニハ新艦製造無

有柳川宮

稍ヤ少キモ三隻ヲ製造スル方得策ナリ又又
 百十一門ノ大砲一門ハ唯タ五十發ノ期命ナ
 ル故實ニ不利ナルニシテ若シ砲丸が水
 雷ナドノ為ニ打タレタル時ハ莫大ノ費用ヲ
 購間ニ棄ツルコト可相成ガ故ニ連日小形
 ナルモノヲ数多製造スル方利益ナリト論ス
 ル者多シ當造船所ハ二百六十門ノ物揚機械
 アリ蓋シ世界第一ト申候
 十日午前十時倫敦發車午後一時ドーバーに
 著せしが風浪稍や惡しきを以て同地に一泊せ

ドーバーに一泊

伯林に著
 去るこの日海上極めて静穏波恬にして席を鋪
 くが如し二時カレーに著し上陸の後乗車八時
 白耳義ブラッセルに著しホテルベルビユー
 に投宿淹留凡三日十五日早晨發車鐵道會
 社より特別列車一輛を提供せしこと亦た前日
 の如し午後十時五十分伯林停車場に著し
 西園寺公使等の奉を受け帝室より差廻され
 たる馬車に乗じ一行と共にアイヤールホテル

ブラッセルに帰著並に淹留

伯林に著

有栖川宮

に入らせりる十七日午前外務大臣ビスマルク
 總理大臣ビスマルクの長子マ來訪して本日謁見の打合を為す
 尋いで正午出門前地田侯爵夫妻吉井大尉齋藤家
 令西園寺公使書記等を從へて停車場
 休憩室に至ればビスマルクは侍從武官とともに
 に待合せて奉迎し皇帝の輅旨を傳へて赤鷲大綬
 章を奉呈し親王の胸間に懸く
 車行凡そ半時間にしてポツダムに著し御料の
 馬車四輛に分乘して離宮に至り皇帝皇后に謁
 見せし後午餐を仰せ付けられ四時舊路に

赤鷲大綬章受領

獨逸皇帝に謁見

市中巡覽

グナイスの講を聴く

循つて帰館せりる十八日午前近衛兵營に至り
 て新兵の宣誓式に臨まる二十日武器博物館を
 觀覽しその都度妃と偕にせりこの日午後皇
 帝は答禮の為に臨まるに半晌の後還
 御あり二十二日妃並に前田侯爵夫妻とともに
 王宮主に議事堂動物園を巡覽し二十三日砲術
 演習を參觀せりるこの日當國の碩學グナイス
 召に應じて參館し歐洲平和の状況及び日本の
 憲法制定に關する意見を陳述しければ親王は
 近衛官井上書記官の通譯に依りて熱心に之を

維也納に著

留 プラークに著並に

て来訪せらる。三日午前博物館に至り夜は國王の招請に依りて妃前田侯爵夫妻齋藤家令ととも劇場に臨まる。

四日午前十一時三十分發車エルベ河畔を過ぎて午後零時五十分境に入り三時プラークに下車しホテルダレウルテルに投宿せらる。連日嚴寒時に飛雪あり親王は為に病を得られしに因りて靜養二日七日。前一日午後三時發車に著し戸田侯爵の奉迎を受けてインピリヨウルホテルに投

有 西川宮

キール軍港視察

定法も及布記を著

ドレスデンに著

ザクソン國王來訪

聽取せらる。二十四日王宮の厩を一覽し二十五日吉井大尉を從へて水雷製造所に臨み二十六日海軍學校に至り夜は招請に依りて妃ともにもニアチビール公爵の夜會に臨み二十七日吉井大尉井上書記官を從へてキール軍港に至り二日に互りて視察を為し二十九日早朝帰館せらる。十二月一日午後一時四十分發車ドレスデンに著しヴキクトリヤホテルに投宿せらる。二日午後ザクソン國王アルベルト親ら駕を枉げ

有 柳川宮

填國皇帝に謁見

レオホール第一等勲章受領

宿せり。然るに親王の病未だ全癒せず。妃も亦
 た發熱せられしを以て、~~静養~~静養し親王は九日を
 以て床拂を為し、その翌十日午前~~十一時~~参内し
 て皇帝フランセス、ジョセフ第一世に拜謁し、午
 後皇帝答禮の為、~~旅館~~旅館に過り、これより數
 日間市中各處を觀覽あり。その間妃は尚ほ病を
 養うて引籠られ、十四日に至りてはじめて床拂
 の事あり。十五日午前皇帝より親王にレオホー
 ル第一等勲章を贈呈せられ、前田~~侯爵~~爵以下随員
 一同にも各敍勲の沙汰あり。尋いで~~雨~~時親王

スタインの講を聴く

ポーラ軍港視察

告別の為に参内せらる。十六日午前砲兵工廠を
 觀覽し、午後當國の政治學者スタインを召し二
 時間に亘りてその講説を聴取せらる。この夜親
 王は吉井大尉~~期橋~~期橋等~~を~~を從へて八時十五分
 發車し、十七日午後零時三十分ポーラ軍港に著
 し、ホテルアウストラに投宿せられ、十八日海
 軍大臣兼鎮守府司令長官ステルニツクの案内
 に依りて終日~~海軍大臣~~等を視察し、午餐には海軍
 中佐ス~~テ~~フワン親王並に司令長官等を水交社
 に招請し、晚餐には海軍大臣の招請に依りて其

ヒエメ視察

トリノストに著

妃並に一行と會す

十	より	發車し	午後	十時	に	著せらる
九	日	早	五時	發車	一	時
八	日	早	五時	發車	一	時
七	日	早	五時	發車	一	時
六	日	早	五時	發車	一	時
五	日	早	五時	發車	一	時
四	日	早	五時	發車	一	時
三	日	早	五時	發車	一	時
二	日	早	五時	發車	一	時
一	日	早	五時	發車	一	時

邸に臨まる。十九日早五時發車。一時に著せられ午
 後に著してヨロツパホテルに投宿せられ午後
 後魚形水雷製造場を一覽し夜は招請に依りて
 當地知事の晚餐會に臨まる。二十日午前海軍兵
 學校に至り午後當地滞在中のヨウゼー親王
 を訪ふ。二時三十分發車十時トリノストに著し
 てホテルデスピルレに投宿せらる。二十一日海
 軍關係の個體を觀覽しミラマの離宮を過ぎ
 らる。妃は一行を從へてこの日午前七時維也納
 十より發車し午後十時に著せらる。

名譽領事ヒデロツトより招請

ベニス著並に留

二十	六	日	各	處	觀	覽
二十	七	日	午	前	九	時
二十	八	日	午	前	九	時
二十	九	日	午	前	九	時
二十	十	日	午	前	九	時
二十	一	日	午	前	九	時
二十	二	日	午	前	九	時
二十	三	日	午	前	九	時
二十	四	日	午	前	九	時
二十	五	日	午	前	九	時
二十	六	日	午	前	九	時
二十	七	日	午	前	九	時
二十	八	日	午	前	九	時
二十	九	日	午	前	九	時
二十	十	日	午	前	九	時

るに因り親王乃ち之を停車場に迎へりる。二十
 二日リヒツチヤの牧場に至り、歸後招請に依り
 て名譽領事ヒデロツトの晚餐會に臨み、二十
 三日再び其宅に至りて和食の饗應を受け、二十
 四日アデルスブルグ鐘乳窟の奇を探り、歸館後
 ヒデロツトを晚餐に招請して、今次の款待を謝
 せらる。二十五日午前八時十五分發車、午後三時伊太
 利ベニスに著し、ヨロツパホテルに投宿せり
 る。二十六日各處觀覽。二十七日午前九時三十五

ミランに著

分發車午後三時三十分ミランに著し
 ホテルに投宿せり。二十八日午前雲を衝いて
 出で名譽領事ロカテリー
 ム寺院を経て王宮に至る。曩に熾仁親王が當國
 に來游ありしとき皇帝は之を優待しこの王宮
 を以て旅館とされしといふ。二十九日午前九
 時十分發車午後四時五十分フロレンスに著し
 グランドホテルローヤルドラベーに投宿し三
 日の後明治二十三年の元旦を迎へられなほ淹
 留數日に及びて游覽殆んど盡さるなり。

フロレンスに於て元旦
を迎ふ

十四日

羅馬に著並に市中
巡覽

伊國皇帝に謁見

一月六日午後四時四十分發車十時羅馬に著
 し、**村交際官試補等の奉迎を受け**の案内に
 依りてグランドホテルドキノナールに投宿せ
 り。これより市各處を巡覽すること數日、十二
 日に至りて謁見の事あり。十二日午後四時親王
 妃の兩殿下は、**徳川公使を陪乘とし一行を從へ**
 て参内あり。謁見の次第は白墺二國に於
 けると大差なし。皇帝は英語を能くせられ
 ざるを以て齋藤家令伊國語を以て通譯を為せ
 り。皇后マーガレットは歐洲八國の語學に精通

164

五名夜
とていん後乃
名中の免名
は臨みか
り

併せて二十六名の多きに上りその待遇亦た懇
切を極むその後日見物の為に引續いて滞在し妃は
諸種の女學校並に養育院訓育院等をも視察せ
らる。皇后マーガレットは才貌ともに優秀
~~以て~~常に皇帝を輔けて國民を
撫恤し且つ内外の交際に心を盡さるゝを以て
外國使臣の此國に来るものは先づ之に謁
するを以て無上の光榮となす程なり。しかも皇
后は妃慰子に對して敬意を表せらるゝこと淺
からず諸處の慈善事業團體等を巡覽せらるゝ

育
西
川
宮

官中の晩餐會に臨む

第一勲章受領
リスラザール

せり獨り日本語に通せざるを憾とする旨の
仰せありしが猶ほ且つ普通名詞を解せらるゝと
いふやがて退出帰館せらるゝや間もなく兩陛
下答禮の為に同車して旅館を過ぎり此時晤談半
响の後還御あり十三日皇帝より親王にカニモ
リスラザール一等勲章を贈せられカニモ
隨員にも各級勲の御沙汰ありこの夜招請に
依り親王は妃並に侯爵徳川公使等を後へて参
内せられしに皇帝皇后出て、迎接し直に食堂
に案内せられ總理大臣宮内大臣等陪席し主賓

育
西
川
宮

ネーブルスに著並に
視察

時など豫め打合を為して専ら便宜を圖られ
 り。當國の新聞紙などは個中の消息を傳
 へ妃の聰明を賞歎して日本のマーガレットと
 稱へたるあり。羅馬に在ること旬餘十七日午
 前七時五十分發車接伴係海軍中佐コシヤ同乗
 し午後二時ネーブルスに著しホテルロアイヤ
 ールに投宿せらる。十八日親王はコシヤの案内
 に依り吉井大尉を從へてカステルマレー等海
 軍關係の個處を觀覽せられ次いで連日市中の
 名所を探り二十二日コシヤを嚮導とし一行と

ボンペーの遺墟を訪

スベチヤ軍港視察

とも馬車に分乗してボンペーの遺墟を訪
 る。二十三日コシヤ吉井とともに連日市中
 同地の海軍工廠の模様を觀覽あり。二十四日一行は
 再び羅馬に引きかへし滞留又三日。二十七日午
 前八時三十分發車午後四時スベチヤ軍港に著
 しホテルクロチエローヤルモルタに投宿せら
 る。二十八日午前司令長官の案内に依りて
 〇に至り午後港内碇泊の數艦を巡覽せらる。二
 十九日午前十一時發車に接伴係コシヤ
 と別れ午後一時ゼノワにて乗換を為し七時

有栖川宮

トリノを過ぐ

トリノに著してホテル、ト、ヨーロツバに投宿せ
りる三十日午前ゼノア公を訪問されしに午後
答禮の爲に來 ^過 る。公は曩に我が國に來
遊し仍つて親王と面識あるもの ^{あり} 。二時十
五分發車アルプス ^の 險路を過ぎ六時伊佛
の國境モダムを経三十一日午前六時巴里のカ
ルドリオン停車場に著し尋いで ^{六時} を發せ
しより白耳義を経て英獨澳伊の四國を周遊し
旋つて此に至るまで凡そ一百八日一行がさな

巴里に帰著

巴里を發して歸途に就く

馬耳塞に著

から故國に歸りたる想を為せしといふも亦た
宜なりといふべし。
居ること二旬 ^{の間} 載仁親王と頻りに來往
せられ公使書記官等の招宴に臨ませらるゝこ
と數次その餘は専ら市中の觀覽に費されたり。
十九日 ^{二月} 巴里を發して歸途に就かるゝに因り載
仁親王を始め田中公使大山書記官 ^等 並
に在留邦人の重た ^り もの數十名ガルドリオン
停車場に奉送す七時 ^{午後} 發車翌二十日午前九時二
十分 ^{馬耳塞} に著しホテルノワイエに投宿

有栖川宮

ツローン軍港視察

馬耳塞にて乗船

せられ午^後公園動物園等を巡覽あり。二十一日
 午前吉井大尉を從へ^れツローン軍港に至りて
 連松^{馬耳塞}所を^訪過す。二十二日海軍關係の機械場を一
 覽せらる。二十三日午後三時郵船ヤンチー號に
 搭乗河崎交際官は奉送の爲巴里より同行せし
 かに^はに至りて辭して去る。佛人シルバニー
~~しものにして~~去年四月巴里到着の節雇ひ入れ
 月^に別を敘するや黯然魂銷さながら情に
 堪へざるもの如し。四時二十分解纜二十四日

アレキサンドリアに著

ポートサイドに著

蘇士運河に入る

蘇士亞丁を過ぐ

午前十時コルシカサルゲニヤ間の海峡を過ぐ
 二十六七の兩日は天色微曇逆風の爲に船體や
 動揺せしがその餘は概して海上平穩なり。二
 十八日の夜アレキサン^{港外}ドリヤに^着候
 翌三月一日午前入港碇泊凡そ三時間にして
 出^港午後五時ポートサイドに著し二日早曉^出
 運河に入る午に近く暴風の爲に沙上に乗り
 揚げしに因り停航二時間に及びやがて風の止
 むを待つて航行を續け夜半蘇士に著し三日紅
 海に入り七日午後一時四十五分亞丁に著碇泊

11月1日

十時

上海に著

香港に著

神戸入港並に上陸

し	が	會	ま	海	軍	聯	合	大	演	習	を	行	は	れ	天	皇	は	三	月
宿	せ	ら	る	は	じ	め	横	濱	に	上	陸	せ	ら	る	豫	定	な	り	
前	田	利	同	等	の	奉	迎	を	受	け	上	陸	し	て	常	盤	舎	に	投
下	關	海	峽	を	過	ぎ	五	日	午	前	六	時	神	戸	に	入	港	伯	爵
は	じ	め	て	我	が	九	州	の	山	を	船	首	に	望	み	晚	に	近	く
郵	便	局	負	吉	田	宗	太	郎	よ	り	和	食	晚	餐	の	饗	應	を	受
け	九	時	帰	船	翌	二	日	午	前	八	時	出	航	四	日	午	後	三	時
分	香	港	に	著	上	陸	し	て	旅	館	に	憩	ひ	公	園	を	散	歩	し
て	帰	船	せ	ら	る	二	十	九	日	午	後	一	時	出	航	四	月	一	日
午	後	三	時	上	海	に	著	し	一	向	上	陸	領	事	館	に	至	り	て

晩餐の饗應を受けた。二十五日午前九時帰船

コロンボに著

新嘉坡に著

柴棍に著

に	至	り	て	午	後	三	時	出	航	二	十	八	日	午	後	三	時	十	五
時	柴	棍	に	著	親	王	は	妃	並	に	前	田	侯	爵	夫	妻	と	と	も
覽	あり	十	時	帰	船	午	後	四	時	出	航	二	十	三	日	午	後	七	
上	陸	し	て	旅	館	に	憩	ひ	午	後	二	時	帰	船	三	時	出	航	二
船	し	夜	半	出	航	十	五	日	午	前	七	時	コ	ロ	ン	ボ	に	著	し
十	二	時	間	に	及	ぶ	を	以	て	一	行	上	陸	夜	に	入	り	て	帰

王身礼のめい... 柴棍に著

有栖川宮

熾仁親王に對晤

二十八日すでに東京を御發輦あり皇后も亦た
 本日(馬)を以て西下の途に就かれ五日兩陛下と
 もに京都に著御數日間駐蹕あるべきに因り親
 王は(馬)行在所に參候せむが為に俄に旅
 程を變じ一行を擧げてふに上陸せられしな
 り熾仁親王は供奉して名古屋に在せしが親王
 歸朝の報に接し折よく演習も終了したるを以
 て六日午前九時四十五分同地發車午後八時神
 戸に著せらる親王は妃並に前田侯爵夫妻とど
 もに之を三ノ宮停車場に奉迎し歸館の後徐に

下

京都に著

行在所に於て兩陛下に拜謁

對晤あり七日午前十時神戸發車一行は熾仁親
 王に從つて午後一時京都に著し親王並に妃は
 祇園中村樓に前田侯爵夫妻は同處俵屋別荘に
 各投宿せらる少後親王は前田侯爵夫妻
 とともに行在所に參候し謁を賜はる親王は旅
 中の見聞を詳に奏上しけるに天皇懇に之を勞
 ひ給ふ爾後信任更に厚きを加へらる皇后は又
 妃に向ひて旅中數ば報告を寄せられたるを賞
 せられ参考とせらるべき事柄多きを以て今回旅
 中にも選に收めて携行しつるぞと仰せらる退

有栖川宮

新橋停車場著

歸邸

出の後親王並々妃は前田侯爵夫妻を經へて熾仁親王の旅館常盤楼に御幸あり、夜にのりて歸邸

九日午前八時四十分發車午後八時静岡に下車して大東館に投宿し十日午前七時八分發車

午後一時四十分新橋停車場に著するや熾仁親王妃董子裁仁王を始め數百名奉迎

車場樓上に少憩せし後前田侯爵夫妻と別れ宮内省

分霞閣本邸に歸着せらるこの日雨降下あり

復命書を呈上す

將來歐洲の形勢

復命書を呈上して乙夜の覽に供せらる。第一 軍事視察上ノ意見 各國ニ於ケル海軍近來ノ進歩ハ甚ク顯著ニシテ貿易上競争ノ甚シキト植民政略ノ盛ナルトノ外種々ノ原因アルコト固ヨリ言テ

侯タス。獨澳伊ノ三國同盟ハ歐洲ノ平和ヲ維

海軍擴張の必要

轉	以	夕	防	海	ラ	今	陸	ル
用	テ	ニ	禦	軍	ガ	我	軍	以
シ	ス	其	ニ	ニ	レ	ガ	ノ	上
テ	ル	海	當	至	ト	軍	如	ハ
我	外	軍	ツ	リ	モ	備	キ	其
カ	十	ヲ	ル	テ	以	ノ	ハ	戰
國	シ	整	モ	ハ	テ	形	遂	鋒
ノ	今	備	猶	實	略	勢	ニ	陸
存	日	ス	ホ	微	ホ	ヲ	為	軍
亡	無	ル	且	々	足	案	ス	母
ニ	益	コ	ツ	タ	レ	ス	ト	ニ
モ	ニ	ト	其	ル	リ	ル	コ	海
關	消	至	僅	者	ト	ニ	ロ	軍
ス	費	難	少	ニ	為	陸	ナ	ニ
ル	ス	ナ	十	シ	ス	軍	カ	限
軍	ル	レ	ル	テ	ベ	ハ	ル	ラ
備	資	バ	ヲ	一	シ	夥	ベ	レ
ニ	カ	漸	一	朝	テ	多	シ	方
補	ヲ	シ	一	朝	一	ナ	方	

シ	國	ナ	ハ	海	多	果	亂	持
平	ノ	ル	實	軍	大	ハ	日	ス
時	大	一	ニ	ノ	事	勿	延	ト
ニ	事	小	遺	現	ナ	論	イ	雖
整	ナ	嶋	憾	状	リ	強	テ	モ
頓	リ	嶼	ノ	ハ	國	國	全	一
セ	故	ニ	極	如	ノ	勝	世	朝
ザ	ニ	テ	ト	何	勝	利	界	破
ル	防	モ	イ	ソ	ト	ト	ノ	綻
ベ	禦	失	フ	ノ	ナ	ナ	騷	ス
カ	ノ	コ	ベ	之	リ	東	擾	ル
ラ	手	ト	シ	ヲ	亞	亞	シ	ニ
ズ	段	ア	其	鎮	ノ	天	テ	至
而	ト	ラ	際	壓	地	地	交	ラ
カ	シ	バ	我	ス	ニ	ニ	戦	バ
モ	テ	洵	が	ル	我	モ	ノ	歐
嶋	ハ	皇	版	カ	カ	モ	結	洲
國	兵		圖	ナ	國		ノ	大
十	備		中	キ			結	

有 柳 川 宮

國界擴張の必要並に其方法

數次幸ニ其虎口ヲ免レタレトモ尚ホ心ヲ安
 ニセズ日本ハ恰モ露國ノ希望スル氣候ノ國
 ナリ之ニ注意シテ彼ニ備フルコト集層ノ急
 務ナラントナレバ我が海軍ハ露支二國ニ對
 スル軍備ヲ為サレバカテズ熟ラ之ヲ考フ
 ルニ我が國界ヲ擴張スルコト最モ必要ナラ
 ン其方法タル前述ノ如ク平時ニ我が海軍ヲ
 整備シ今後歐洲大亂ノ發スル時ヲ候シテ歐
 洲各國ノ蕃屬タル東洋諸嶋ヲ我が國旗ノ下
 ニ服從セシメナレバ從來外國ヨリ受ケタル國

露支二國に對する軍備

充セラレナバ今後有事ノ際盜ヲ見テ繩ヲ絢
 フガ如キコトナカルベシ眼ヲ移シテ鄰邦支
 那ノ現状ヲ察スルニ往々シテ討日本論ヲ唱
 フルモノアリ近時益々其海軍ヲ擴張シ既ニ
 我が海軍ヨリモ勝リタル軍艦ヲ新造シ艦數
 モ亦二倍ノ多キニ上レリ北ニ露國アリ東洋
 ヲ覬覦スル日既ニ久シク近時ウラシホスト
 ク軍港ヲ以テ満足スル意ナシ曩ニ瑞典ニ在
 ルヤ其國王威仁ニ謂ツテ曰ク本國ハ露國ニ
 鄰接スルガ故ニ其蠶食ヲ受ケントセシコト

辱り寧ろ口下亦決して難事ニ非ざらん
 現ニ英國ノ如キハ其海軍ヲ盛大ニセシニ因
 リテ本件ノ違ハレ宇内ニ跨リテ東洋ヲ牽制
 スルヲ得タリ海軍擴張ノ効豈ニ少小ナラン
 ヤ
 我カ國ノ現状ニ於テハ比較上陸軍稍々盛
 ナレドモ今後ハ又對ニ海軍ヲ盛ニスルコト
 我カ國ノ位置形勢上誠ニ必要缺クベカラズ
 威仁ノ希望ハ即チ此ノ如シト雖モ種々ノ源
 因アリテ容易ニ手ヲ下シ難シトスレバセメ

海陸兩軍對等の御
處置を望む

テ兩軍對等ノ御處置アランコト第一ニ
 肝要ナレ。伏シテ願ハクハ陛下カ海軍關係ノ
 場處ニ臨御アラセラル、時ハ海軍元帥ノ御
 制服ヲ召サセラレ且ツ近衛隊中ニモ海軍ヲ
 交ヘ平時ハ御召艦或ハ離宮ノ番兵ニ充テラ
 レ侍中武官ヲ置カル、時モ海陸將校ヲ同數
 ニセラレ皇太子殿下モ亦夕獨リ陸軍少尉夕
 ルノミナラズ海軍少尉ニ任セラレ御附武官
 ニモ亦夕海軍將校ヲ御任用アラ
 如クスレバ造次顛沛陸海兩軍ノ事ヲ併

歐洲に於ける皇族の
軍事教育

セテ知悉セラルベシ。有形上ノ獎
勵アラセラル。因リテ海軍士氣ノ振興
見ルコト亦夕期シテ俟ツベキナリ。

第二 皇太子及ビ皇族ノ教育

歐洲各情且國ヲ經過スル毎ニ皇族ノ軍事
教育ニ就イテ種々質問セシガ固ヨリ同一ナ
ラズ其國ノ位置ト時勢トニ因リテ往古ト
異ナルモノアリ但シ其目的トスルトコロハ
各國一樣ニシテ臣民ノ此ニ従事スルモ
ノト異ナリ抑モ皇族ヲ教育スルニハ學校ニ

これに關する二方法

卒業生の練習

於テスルト宮中ニ教師ヲ雇ヒテ
法ヲ學校ニ於テ皇族ニ授ケテ其
ハ資料ヲ授ケテ其ニ專ラシク
ニ居ル。但シ皇族ノ院御ノ術ヲ修メ
以テ海軍ニ於テハ卒業後軍艦ニ乗
リ任務ヲ經テ其ノ功ヲ計ル。其
艦長ノ軍艦任務ヲ修メ其ノ功ヲ計
ル。此ニシテ皇族ノ功ヲ修メ其ノ
コトアリ皇族ハ統御ニ關スル學問ヲ必要ト
スルガ故ニ修學ハ學校ニ於テスルトモ宮中

有栖川宮

澳國

瑞典

リ	澳國	官	大佐	瑞典	始	海軍	陸軍	ノ	ビ
シ	レオ	十	ニ	第	海	軍	二	時	ク
時	ポ	リ	シ	二	軍	二	從	軍	タ
學	ル	七	テ	皇	大	從	事	艦	一
校	ド	八	カ	子	尉	事	セ	ニ	親
ヲ	親	年	レ	オ	ニ	セ	リ	搭	王
率	王	前	ス	ス	シ	乗	第	乗	ハ
業	ハ	我	ク	カ	テ	シ	二	シ	初
シ	威	が	ロ	親	過	テ	皇	テ	メ
特	仁	國	十	王	般	世	子	世	海
別	ガ	ニ	海	ハ	水	界	ジ	一	軍
以	同	渡	軍	當	雷	一	ヨ	週	ニ
天	國	來	鎮	時	艇	週	シ	セ	從
直	ニ	セ	守	海	ノ	セ	親	シ	事
ニ	在	リ	府	軍	長	シ	王	シ	シ
海			屯	中	ト	ガ	ハ	少	シ
軍			營	將	ナ	帰	當	尉	任
少			長	中	レ	國	時	試	シ
			官	將	リ	後		補	

有西川宮

英國

伊國

獨國

リ	英國	伊國	ニ	ニ	タル	皇帝	大佐	獨國
シ	女	皇	シ	關	ル	ノ	ニ	皇
ガ	王	后	テ	係	ベ	侍	シ	弟
當	ノ	ノ	地	セ	キ	中	テ	弟
時	第	弟	中	ラ	由	武	當	弟
ハ	二	ト	海	ル	諸	官	時	弟
休	皇							
職	子	一	艦	モ	皇	ヲ	ア	弟
中	エ	マ	隊	ノ	子	兼	イ	弟
ナ	ゲ	ス	ノ	司	ハ	ネ	レ	弟
リ	ン	親	令	令	皆	後	一	弟
皇	バ	王	次	長	幼	來	レ	弟
太	ラ	ハ	長	十	少	海	レ	弟
子	親	海	十	リ	ナ	軍	號	弟
ノ	王	軍	リ	皇	ル	司	ノ	弟
第	ハ	中	リ	太	ガ	令	艦	弟
一	海	將	皇	子	故	部	長	弟
皇	軍	中	子	ノ	ニ	長	任	弟
子	中	將	第	第	軍	官	シ	弟
	將		一	一	事			弟
			皇	皇				弟
			子	子				弟
			ノ	ノ				弟
			第	第				弟
			一	一				弟
			皇	皇				弟
			子	子				弟

各國に於ける海陸軍の輕重

希臘

シヤル親王ハ當時コペンハーゲン海軍學校	ニ通學中ナリ。	希臘 皇帝自ラモ海軍ノ教育ヲ受ケシ人ナリ。	歐洲各國ニ於テ皇族ノ海軍ニ從事スル者ハ右ノ如ク帝王モ亦陸海軍元帥或ハ大將ノ職ヲ帶ビ少時陸海軍ノ教育ヲ受ケシ者ナリ但シ其國ノ位置ト成立トニ因リテ各相違アリ例セバ英國ノ如キ海國ニテハ海軍ヲ先ニシ陸軍ヲ後ニシ兩種ノ教育及ビ生活
---------------------	---------	-----------------------	--

皇族ノ教育及ビ生活

丁抹

尉ニ任ゼラレタリ	即チ成年ニ達スル迄ハ補佐官ヲ置キテ諸事ヲ監督セシメ海軍從事ノ皇族ナレバ海軍士官ヲ附シ一切ソノ命令ニ從フコトトシ成年ニ至レバ補佐官ハ轉ジテ侍中武官トナリ皇族ノ命令ニ從フ規則ナリステフエン親王ハ海軍大佐ニシテポラ	海軍鎮守府屯營ノ聯隊長ナリ。	丁抹 第三皇子ワルテマル親王ハ海軍大佐ニシテ軍艦乗組中ナリ皇太子ノ第二皇子
----------	--	----------------	---------------------------------------

皇族ハ十八歳

侍中武官

官	ハ	海	テ	各	此	令	軍	カ	稱
ノ	陸	軍	之	國	ノ	ヲ	ノ	新	セ
人	軍	從	二	軍	如	出	擴	帝	ラ
負	將	事	任	帝	シ	サ	張	即	レ
及	校	ノ	シ	ハ	是	ル	務	位	海
ビ	ヲ	者	皇	侍	レ	、	メ	以	軍
職	附	二	太	中	洵	由	海	來	ハ
制	セ	ハ	子	武	ニ	獨	陸	ハ	到
ハ	ラ	海	及	官	注	國	ヲ	キ	底
大	ル	軍	ビ	シ	意	ノ	對	ン	之
同	各	將	皇	置	ス	如	等	リ	ト
小	國	校	族	カ	ベ	キ	ト	親	比
異	ニ	陸	モ	レ	キ	コ	シ	王	肩
ナ	於	軍	亦	海	コ	ト	公	ト	ス
リ	ケ	從	夕	陸	ト	ナ	平	謀	ル
上	ル	事	之	將	ナ	リ	ナ	リ	能
ニ	侍	ノ	ヲ	校	リ	ナ	ル	テ	ガ
侍	中	者	有	ヲ	ナ	ホ	命	海	リ
中	武	二	シ	以	ホ				シ

最近に於ける獨國海軍の擴張

國	作	ヲ	テ	ノ	ノ	ノ	ル	セ	ヲ
最	ノ	習	海	制	ノ	ノ	短	ラ	熟
近	末	フ	陸	服	當	設	ク	ル	知
に	ニ	下	兩	ヲ	時	置	屬	、	セ
於	モ	ナ	軍	著	ノ	ダ	國	カ	レ
ける	顯	レ	ノ	ス	皇	ニ	モ	如	メ
獨	ル	ハ	互	ル	帝	ナ	極	シ	ラ
國	自	海	ニ	コ	ハ	ク	メ	澳	ル
海	ラ	陸	輕	ト	陸	兵	テ	國	ト
軍	差	ノ	重	ヲ	軍	部	少	ノ	雖
ヲ	異	精	アル	欲	教	省	キ	如	モ
主	アル	神	コ	セ	育	中	ガ	キ	猶
ト	シ	氣	ト	ザ	ヲ	二	故	ハ	海
シ	テ	風	此	ル	受	海	ニ	海	軍
テ	世	ハ	ノ	由	ケ	軍	海	岸	ノ
世	界	衣	如	各	ラ	部	線	線	方
界	第	服	ク	國	レ	ヲ	本	本	ヲ
一	一	動	上	ニ	海	置	國	國	獎
ト	獨			於	軍	ケ	頗	頗	勵

皇太子の御教育

儀式ノ際勤務スルモノニシテ重ニ老練ノ將
 校ナリ此輩ハ多年勤務ノ結果勲章等ヲ多ク
 所持スルモノニシテ左右ニ侍セシムルハ皇
 帝ノ功臣ヲ重スルコトヲ表彰シ随ツテ帝威
 ノ尊嚴ヲ示ス所以ニ外ナラズ
 皇太子ノ御教育 我國ステニ海國ナルシ
 以テ海軍生徒同様ノ學問ヲ遊ハサレ少尉ニ
 ナラセラレタル後ハ軍艦ニ御乗組ノ上世界
 ヲ一週セラレ其後陸軍ノ大學校ニ於テ教育
 シ受ケラルコト然ルベシ歐洲ニ於テハ皇

有西川宮

武官長一名ヲ置キ將官ヲ以テ之ニ補シ其職
 務ハ軍事ニ關係シテ海陸軍大臣ヨリ補ル
 上申等ヲ取扱フ其他ノ侍中武官ハ佐官ニシ
 テ其職務ハ皇帝ノ扈從傳令ニ從事シ日々一
 名當直ニ行幸等ノ節ハ供奉ヲ為シ私謁
 ヲ請フモノアル時ハ之ヲ取扱ヒ晝夜皇帝ノ
 側ヲ離レズソノ皇太子ニ於ケルモ亦同シ
 サレバ侍中武官ハ自然武官ノ名譽ヲ增加シ
 衆人ノ模範トナリ益々勤王忠君ノ誠意ヲ發
 揮スル者ナリ其外ニ名譽侍中武官アリ大禮

有相川宮

族ノ	就學ニ	二途	才法	アレド	モ我國ニ	於テ
ハ	學校	通學スル	方然ル	ベシ	何トナレ	ハ我
カ	國	從來ノ	習慣ハ	上下	貴賤ノ	別甚シク
風俗	ヲ	熟察スル	コト	至難ナリ	歐洲	各國ノ
族	カ	善ク	人情ニ	通スル	所以ノ	者ハ
廣ク	見聞					
威仁	陛下ノ	至遇	ヲ	蒙リ	遠ク	去ツテ
諸國	ノ	軍事	ヲ	視察	スル	ヤ
大ハ	攻撃	ノ	策	ヲ	考	
ハ	小ハ	防禦	ノ	術	ヲ	慮ルニ
固ヨリ	大小	強弱	貧			
富ノ	度ニ	因ル	モノ	ニ	シテ	富國
強兵	ハ	一朝	一			

夕ノ	事ニ	非スト	雖モ	漸ク	以テ	其目的ニ	趨ク
スレ	バ	之ヲ	達成	セ	ザル	コト	ナカル
各國	ノ	帝王	皇族	ヲ	擧	ゲテ	致々
及々	軍事	ニ	鞅				
掌セ	ラル	豈ニ	是レ	優游	日ヲ	消ス	ノ
時	ナラ	ン					
威仁	ガ	在	歐中	ニ	視察	シ	タル
各國	海軍	軍備					
ノ	概況	ハ	ス	デ	ニ	數度	聖聽
ヲ	煩	ハ	シ	タ	リ	コ	
ニ	愚見	ヲ	陳	ネ	謹	ン	デ
復命	ス						

親王の手稿中に「海軍」の字あり皇族の件と題す一節ありかもやん上掲の復命書と同時

有西川宮

有相川宮

海軍の経事
と
事務の件

呈出さるゝものありしに第一如くそのもの
年月甚か相違を疑はざるの全文に印

何故に皇族の海軍の経事へはカトイフ

コトヲ其人コト知セシカハ皇室至之國家

ノ自コ事ト事アリトモ此ニ益ナルベシ

人ステニ其此所以ノ知ニ軍事上職務

外帝皇族の體面上威嚴ト有信道

義ヲ重シシ心一意に恩を報ニシテ

期^{ふいし}ニ^{ふいし}之^{ふいし}に一般将校ハ皇族

ト上ニ職ヲ一身ヲ捐テ國家ノ力ヲ報效ス

眼元

圖^ルカ^ルハカス^ル是^ル即^シト^ル西^ノ者^ノが^ル帝^ノ下

ノ忠^ニト^ル所以^ニ職^ノ方^ノ外^ニト^ル

職務上皇族ハ一般将校ト御力同シカ

ス天ノ^ノ命^ニ皇^ノ族^ニニ^テ其^ノ階^級職務^ノと^連連

シ既^ニ年^ノ限^ヲ経^テ過^シト^ル連^ニ進^セル

メ更^テ上^ノ級^ノ榮^ヲ同^クト^ル担^メテ^必

要^スリ^ル皇^ノ族^ニニ^テ長^ク一^般将^校ト^シテ^必

セ^ルレ^バ自^ラ血^ヲソ^ノ見^識ヲ^極メ^テ盡^スル

心^ヲ小^事ト^シテ^用フ^レバ^ハ其^ノ味^ヲス^ルが^故ニ

小事^ノ細^シク^シ臣^ノ下^ニト^ル事^ハ大^事ト^シテ^必

西川宮

得夫の難酌ハ蓋シ●眼前ノ急務久シク●
 之就テハ左ノ諸件ヲ必要トスル也
 第一皇族ノ及ク附隨セシムルニト 皇族
 ノ腔面●ト威威トク保持スルハ即チ●
 一尊嚴ヲ善ク強固スルハ以テ
 第二皇族ノ傳授ヲ受ケザルニト 今皇族
 ハ傳授ヲ受クニ下一級特授ト墨テカシト也
 本末皇族ニ其必要テ又之が為ニ 取特
 授ト同一視セズニ處テ 無難兩三眼
 眼ヲシバ●皇族ノ有難味ヲ一般ノ感得
 也シムル上ニ極テ地々テ有效ナルニク延テ
 帝室ノ徳ヲトスル也
 第三皇族ノ進出ハ一級特授ト墨テカシ
 下 一定期限 其職務ヲ修得 ●
 之ハ一級ノ人物ハ固リ強ク是ニテ元來
 皇族一級特授ト墨テカシテ身體元氣血氣弱
 中レバ他ノ一層ノ努力ヲ要スル長ク下
 海ノ服務セシムルハ●
 院御久下並ニ小事ノ同セカシトテ就テ
 之ハ其本性自●
 通合ナルヲ一待候

有西川宮

得夫の難酌ハ蓋シ●眼前ノ急務久シク●
 之就テハ左ノ諸件ヲ必要トスル也
 第一皇族ノ及ク附隨セシムルニト 皇族
 ノ腔面●ト威威トク保持スルハ即チ●
 一尊嚴ヲ善ク強固スルハ以テ
 第二皇族ノ傳授ヲ受ケザルニト 今皇族
 ハ傳授ヲ受クニ下一級特授ト墨テカシト也
 本末皇族ニ其必要テ又之が為ニ 取特
 授ト同一視セズニ處テ 無難兩三眼
 眼ヲシバ●皇族ノ有難味ヲ一般ノ感得

有西川宮

海軍參謀本部出仕仰せ付けらる

大日本帝國水難救濟會總裁

に推戴せらる

第八章

葛城高雄の艦長

明治二十三年四月十日親王帰朝

前記述べし如く即日海軍參謀本部出仕仰せ付

けらる前年十一月大日本帝國水難救濟會設立

せられ十二月の常議員會に於て親王を總裁に

推戴せむことを決議せしに因り副總裁鍋嶋直

大より一書を海外に贈りて懇に請ふところあ

りこの月十六日親王兼諾の旨を答へらる十七

日英國皇族デューク、オヴ、ノーソト來朝し妃と

共に參邸せしに因り親王亦た妃と共に會見し

萩濱、航行中大風
雨に遇ふ

テ急ニ針路ヲ轉ジテ萩濱ニ向ヒシニ何分ニ	キ者ヲ隠々トシテ晦雲堆裏ニ認メタルヲ以	天ヲ蔽ウテ咫尺ヲ辨ゼズ五時頃金華山ノ如	四時過ヨリ風勢益ス劇シク亂濤山立霧雨海	ニ却ツテ是レ強風ノ徴候ニシテ翌六日午前	高度ニ昇リシヲ以テ明日ノ静穩ヲ豫想セシ	北風吹き出テテ海波ヲ捲キ起セシガ晴雨計	向ヒシニ五日午後大吹崎通過後夕刻ヨリ東	候。陳者威仁儀去ル四日品海拔錨陸前萩濱ニ	殘暑之候 陛下益御機嫌克恐悦至極ニ奉存
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	---------------------

有 西川宮

萩濱入港並に滞泊
函館入港並に滞泊

左に全文を掲載すべし。	捧呈せられし手書中に詳なるを以て例の如く	て旅館に充てらる。今次航海中の動靜は、天皇に	午前出帆午後青森に著して上陸知事官邸を以	前出帆午後函館に入港停泊三日十八日	宮古を經由して十三日午後室蘭に著十五日午	て十日午前出帆陸中山田に寄港し十二日出帆	か、亭午に近き頃萩濱に入港停泊四日にし	は、船體大ならざるを以て動揺殊に甚しかりし	風濤大に作り六日に至りて勢更に加はる。本艦
-------------	----------------------	------------------------	----------------------	-------------------	----------------------	----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------

有 西川宮

射的實施

ナレドモ本年ハ氣候不順ノ為カ霧殊ニ多ク	道室蘭ニ著艦仕候例年八月ハ海上霧十キ由	九時出艦宮古ヲ經テ十三日午後三時過北海	陸中山田港ニ投錨一日碇泊ノ後十二日午前	テ供天覽候十日午前四時同港出帆午後三時	ハ何千發ト申ス總數ニテ其成績ハ別紙ヲ以	有之大砲ハ各機砲五發ニ番ハ二發機砲	艦ニハ十七珊砲二門十二珊砲五門機砲六門	於テ大砲機砲ノ教練射的ヲ實施仕候	候間艇砲ノ射的ヲ行ヒ九日ニハ港外ニ
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------	---------------------	------------------	-------------------

午後ニ至リテ漸ク衰ヘ八日ニハ天候回復致	ニ御坐候後風力猶ホ依然タリシガ七日	ク本艦落成以後初メテノ經驗ヲ得タル次第	傾キシガ幸ヒ艦ノ内外トモニ何等ノ故障ナ	動揺殊ニ甚シク右ニ四十度左ニ四十六度モ	モ萩濱ニ入港候ソノ間船體ノ	レバ再ビ針路ヲ四時間餘ヲ費シテ辛ク	ガテ大霧漸ク薄ラギ初メテソレト心ヅキタ	間内ニ石濱ト申ス松嶋ノ沖マデ流サレ候ヤ	モ港口ヲ見出し難ク風力ニ因リテ僅ニ半時
---------------------	-------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------	-------------------	---------------------	---------------------	---------------------

海軍大佐に任じ葛城艦長に補せらる
青森入港並に滞泊

親王乗艦中品川發着の際には新橋驛より直
 謹白。
 暇聖讀ヲ賜ハラバ威仁ノ光榮不過之候頓首
 海技錨以來本艦ノ經過セシ實況ニ有之御餘
 炭ヲ積載シ十八日午前出帆ノ筈ニ候右者品
 取ラレシハ誠ニ残念ニ御坐候本港ニ於テ石
 六帆櫓林立致居候但シ宜シキ錨地ヲ英艦ニ
 當時英國軍艦九隻我が軍艦三隻碇泊シ港内
 翌日出帆ノ筈ナリシガソノ為ニ延引仕リ十
 五日午前六時抜錨午後六時函館ニ投錨仕候
 同艦は青森に停泊すること八日にして二十七
 日午前抜錨午後野邊地湾に入り二十八日抜錨
 午後大湊に著居ること三日九月一日旋つて青

青森西川宮

に參内して天機を奉伺せられ幸にして出御中
 に會ハレば親しく拜謁し否らざれば當番の侍
 従を以て其旨を奉^上せしめらるゝを例とし又
 航海中は寄港地より手書を奉呈して毫も懈り
 玉ふことなかりき
 函館著港に先つこと數日本月十一日付を以
 て親王は海軍大佐に任じ葛城艦長に補せらる
 同艦は青森に停泊すること八日にして二十七
 日午前抜錨午後野邊地湾に入り二十八日抜錨
 午後大湊に著居ること三日九月一日旋つて青

高雄艦長に轉補せらる

再び函館入港並に滞泊

土國軍艦の遭難

森に入港し停泊二旬餘二十四日本職を免じて
 高雄艦長に轉補せらる二十五日~~振~~風雨を冒
 して再び函館に入港し停泊又數日に及ぶ
 この月十五日曩に土耳其使節オスマンパシ
 ヲ載せてはるゝ渡來せし同國軍艦エルド
 グロール號は長浦より解纜して帰國の途に就
 きしが翌十六日夜紀伊國大嶋控野岬燈臺の前
 面なる海中に於て風濤の為に覆没しオスマン
 パシ~~使節~~以下乗組員五百八十七人溺死し幸に生
 存せしものは六十三人に過ぎず親王函館停泊

中これを傳聞せられしに因つて一書を天皇に
 上り生存者を護送する為艦長として海外に
 出航したき旨の希望を述べられたり曰く
 秋冷之候陛下益御機嫌克恐悦至極ニ奉存
 候陳者過般青森ヨリ寸書奉呈セシ以來同港
 ニ停泊久シキニ互リシが艦隊運動ノ為メ兩
 三日航海セシニテ格別言上可仕事モ無
 御坐候去ル二十五日出帆函館へ廻艦~~航~~致候處
 英艦ハ未ダ出港セズ日々諸種ノ操練ヲ行ヒ
 毎火曜日ニハ艦隊運動有之候趣ニ候明日我

西川宮

土國軍艦遭難生存者送還に關する意見

が艦隊モ當港出帆來ル十日頃ニハ品海ニ歸航可仕候。曩ニ土國軍艦ノ凶報ニ接シ次イテ二十四日ノ官報ニ依リテ其鉅細ヲ知悉スルヲ得悲歎ノ念益々堪フル能ハズ且ツ至仁ナル陛下ノ宸襟ヲ惱マシ奉リシコト恐察ニ餘アルコトト奉存候。天災ハ固ヨリ奈何トモスベカラザル儀ニ有之唯ク帝室ニ於テ善後ノ御處置アラシコト緊要ト思考仕候。抑モ土艦ハ同國皇帝ノ敕ヲ奉ジ萬里ノ波濤ヲ越エテ我カ帝國ニ使シタルモノナレバ之ガ待遇

ノ輕重ハ我カ帝室ノ土帝ニ對スル好意ノ輕重ニ外ナラザルコト言ヲ俟タズ今後ノ御處分トシテ其生存者ヲ送還スルニ我カ軍艦ヲ以テスレバ同國君臣申スマテモナク廣ク萬國ニ我カ帝室ノ仁德ヲ表示スルニ足ルベク且シテ外交困難ノ今日我カ軍艦ヲ地中海ニ翻スヲ得バソノ益スルトコト決シテ少小ナラザル儀ニ有之特ニ慮ヲ仰ギ申候。顧ミレバ我カ軍艦ノ歐洲ニ渡航セシハ往年一ノ清輝艦アルノミコト譽實ニ皇威ヲ耀カシ且

生存者の還送

此ノ如クシテ平素ノ眷遇ヲ曠シクセズ克
 ク使命ヲ全クシテ萬分ノ一二酬弁奉ルハ心
 ニ誓ツテ復タ疑ハザル所ニ御坐候恐惶謹言
 これに關する天皇の御思召は如何なりと
 今詳にすゝを得ず次いで獨逸軍艦ウオルフ
 號は土國軍艦遭難者救濟の爲め大嶋に赴き
 その六十一名を載せて同月二十一日神戸に
 歸し越えて十月十日比叡金剛の二艦は該
 遭難者護送の爲に神戸を解纜して土國に
 向へりされば親王は特に土國に派遣せら
 れざりしと雖もその建

土國派遣に就いての希望

將士一般ノ爲ニ實地ノ學問ヲ相成ルニ
 軍ニ於テモ利ハスルトコロ大ナル必
 ズ。歐洲各海軍國ニテハ皇族ヲ軍艦ニ
 乗組マセテ世界一週ヲ爲サシメ現ニ
 露伊ノ皇族ハ艦長トシテ我が國ニ
 渡來シタルコトアリシカモ我が國ニ
 於テ此事ナキハ洵ニ遺憾ノ至ト奉存
 候威仁曩ニ歐洲ヲ巡廻セシガ流行病
 アリシ爲ニ足跡未タ土疆ニ入ラズ幸
 ニモ今日艦長ノ職ヲ奉ジテ海上ニ在
 リ伏シテ希ハクハ今次ノ好機會ニ際
 シテ同國ニ派遣セラレシコト

有相川宮

品川帰航途中暴風雨に遇ふ

言は即ち實施せられたるなり

十月一日函館校出常備艦隊の諸艦とともに

將に品川湾校出に帰航せむとて英國東洋艦隊の諸

艦も亦た先後して抜錨すすてにして陸中の近

海を過ぐるや風雨大に至り水天晦冥視界は僅

に隣艦に及ぶのみその危険もより測るべから

ずしに於て司令長官は命命を下し艦隊は列

を解き去り各艦は便宜を以て山田に入港すべ

き旨の信號を為せり時に警報は艦隊の後尾に

在り親王以為一たび列を解かば本艦の

位置精確ならず且つ方向を誤る虞あるが故に

山田入港は却て危険なるべしたとひ長官の命

に負くとも艦の保全は艦長の責任なりと仍つ

て断然山田に入港せず怒濤を衝いて七日午後

館山まで帰航せられたりかくて他の諸艦は遠

近を誤り釜石等の諸港に入り幸に事なきを得

たりしかかり親王の推測に違はずいづれも非

常の危険に逢逢するを免れざりき親王が四圍

の状勢より穩健なる判断を下されて毎々的中

し又一たび決心せられし上は困苦を忍んで之

西川宮

品川港

舟乗 高雄

清水港に航行

を断行せられしことこの一事を以て概見すべし。館山入港の後直航して即夜品川に著し尋いで上陸帰邸せらる。この行日を歴る凡そ六十五數ば北海風濤の險を侵し經驗に資せられしこと亦た少からず。十三日はじめて品川に碇泊中。高雄艦に轉乗せらる。十二月六日海軍大臣樺山資紀を始め次官鎮守府司令官以下凡そ十二名を本邸に招請して晚餐を饗せらる。二十四年一月十七日品川に碇泊高雄艦に轉乗し清水港に向ひ三十日帰京せらるはじめ

南叡會總裁なるに推戴せらる

寶枝子女王誕生

1915

横須賀

南叡會の設立せらる。や親王その會長たりしがすでに七八年を経過しその組織時勢に適合せざるものあるに因り同會幹事等協議の上規約を修正し改めて親王に總裁たりむことを願ひ出でしに因り二月三日兼諾の旨を答へらる。十四日午前二時三十分妃慰子分娩王女誕生尋いで寶枝子と命名二十日七夜の祝を為す。侍從堀河康隆を教授し品川に臨幸し慶を宣せしめ且つ御産衣地並に酒肴を賜ふ。三月五日横須賀に至りて高雄艦に轉乗し即

西川宮

大日本帝國水難救濟

品川入港

泊

三日より連日演習地を巡覽し十五日轉じて長	崎に入港十七日抜錨の豫定なりしが夜來風雨	烈しきを以て見合せ十八日早曉出航海上は意	外にも波平なるを以て航行少時にして伊萬	里に著し十九日朝再び發航晚に近く下關海峡	を過ぎ二十日朝宮嶋に著港二十二日江田嶋に	廻航し二十七日午前品川に入港尋いで帰郎せ	る。	四月十日天皇樞密顧問官川村純義に臨幸あり親王亦左掃請に依りて陪席せらる十八日大
----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----	---

佐世保入港並に滞

日出航夜に入りて風津險惡船體動搖甚し怒	浪時に甲板を洗ひしが六日に至り海上次第に	平穩となり日暮艦は機械を損せしに因り速力	を減じて修覆を加へ七日に至りて漸く曇り八	日亭午を過ぎる頃舞子の近海を過ぎ次いで三津	濱に投錨九日早曉出航午後再び機械を損せし	に因りて下關に假泊し十日午前出航晚に唐津	に投錨十一日一たび出航せしが風波殊に甚し	きを以て引き返し十二日午前出航午後三	て海上はじめて平穩なり午後佐世保に入港十
---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------------	----------------------

巨船の近海を過ぐると

勢はめどなく

伯耆

西川宮

會員章制定に就いて
の請願

日本帝國水難救濟會事業獎勵の爲め會員章制定の事に關し同會の總裁として親王より請願書を宮内大臣に提出せらる。

上
奏

一
百
程

有
林
川
宮

